

## 平成30年第2回浅川町議会定例会

### 議事日程 (第2号)

平成30年6月8日(金曜日)午前9時開議

#### 日程第1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員(12名)

1番	渡辺幸雄君	2番	金成英起君
3番	須藤浩二君	4番	緑川富士男君
5番	江田文男君	6番	笹島亮二君
7番	水野秀一君	8番	田中重忠君
9番	上野信直君	10番	角田勝君
11番	久保木芳夫君	12番	円谷忠吉君

#### 欠席議員(なし)

---

#### 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	須藤一夫君	副町長	大谷修治君
教育長	内田賢寿君	総務課長	小針紀喜君
会計管理者	須藤寿行君	建設水道課長	八代敏彦君
税務課長	菊池三重子君	住民課長	江田豊寿君
保健福祉課長	坂本高志君	農政商工課長	岡部真君
学校教育課長 兼社会教育課長	生田目源寿君		

---

#### 会議に職務のため出席した者の職・氏名

事務局 岡部栄也 主任主査 佐川建治

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（円谷忠吉君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、暑い方は上着を脱いでも結構です。

---

◎議事日程の報告

○議長（円谷忠吉君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎一般質問

○議長（円谷忠吉君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告表のとおり5人で24項目であります。一般質問通告表の中で同趣旨扱いと認められる質問については、議会運営委員会において協議をいただいておりますので、今までの例により一括質問し、一括答弁を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

したがって、同趣旨扱いの一般質問については一括質問、一括答弁とすることに決定しました。

同趣旨扱いを事務局に報告させます。

議会事務局長、岡部栄也君。

○議会事務局長（岡部栄也君） それでは、同趣旨扱いをご報告申し上げます。

通告表をごらんをいただきたいと思います。

まず、質問順2、2番、金成英起議員の（1）町長選挙の再出馬の意思と決意を問うと、質問順3、8番、田中重忠議員の（6）町長選挙への出馬の有無についてが同趣旨扱い。次に、質問順3、8番、田中重忠議員の（1）こども園の遊具設置と建設事業費についてと、質問順4、9番、上野信直議員の（1）こども園の遊具設置が開園に間に合わなかったことについての認識とおくれた理由を何うが同趣旨扱い。次に、質問順3、8番、田中重忠議員の（3）巡回バス試運行についてと、質問順5、10番、角田勝議員の（1）町巡回バス試運行の利用状況と改善等についてが同趣旨扱い。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） あらかじめ申し上げます。一般質問は、多くの方から通告されております。昨日、議会

運営委員長からもお願いがありましたが、質問、答弁に際しては、特に前置きを短く、さらには明瞭かつ簡潔に行い、効率的な議会運営にご協力をいただきたいと思います。

順番に質問を許します。

質問順1、5番、江田文男君、(1)小・中学生の登下校の安全対策や防犯訓練は大丈夫かの質問を許します。  
5番、江田文男君。

[5番 江田文男君起立]

○5番(江田文男君) 小・中学生の登下校の安全対策や防犯訓練は大丈夫かについてお伺いいたします。

最近、新潟市西区の小学2年生が下校途中行方不明になり、むごい事件が起きました。ここ数年は新潟県でなく、県内の市町村でも小学生に声かけや脅かされて車内に連れ込まれる事件が後を絶ちません。本町でも事件や事故は忘れたころに発生します。本町においての登下校はどのようになっているのか、防犯訓練はどのように実施しているのか、また、中学生が部活動で遅くなったときはどのように対応しているのかお伺いいたします。

○議長(円谷忠吉君) 町長、須藤一夫君。

○町長(須藤一夫君) 学校教育関係でありますので、教育長よりお答えをいたします。

○議長(円谷忠吉君) 教育長、内田賢寿君。

○教育長(内田賢寿君) お答えいたします。

各小学校ともに登下校のときは、児童全員に防犯ブザーの携帯はもとより、教職員が校内付近に立ち交通指導を行っております。

なお、各小学校、登下校の仕方はさまざまですが、特に下校時は下校指導を実施しており、交通安全や不審者対策について注意を促しております。

また、防犯訓練につきましても、年1回警察の方に来ていただいて、防犯教室の開催により不審者に遭遇した場合の対処の仕方、避難の方法などを具体的に指導を行っております。

次に、中学生の部活動等で遅くなったときはどのようになっているかというおたがいでございますが、下校時は部活動終了時刻を厳守し一斉下校できるようにしております。送迎につきましても、送迎場所を設定し保護者のご協力をいただいているところです。

なお、不審者等の情報があった場合には、緊急時の連絡体制として、保護者の携帯への一斉メール配信システムを導入し保護者への情報提供を行い、注意喚起を行うような体制を整えております。

以上です。

○議長(円谷忠吉君) 5番、江田文男君。

○5番(江田文男君) 車の送迎は問題ありませんが、登下校のとき、これは集団下校しているんですか。あるいは各家庭で1人ずつ登校しているんですか、これはそういう指導はないんでしょうか。というのは、小学校2年、3年というのは1人で登下校している方が見受けられます。やっぱりそういうときは私は物すごく怖いと思うんです。そういう集団下校は指示しているのか、していないのか。

あと、中学生の部活は一斉下校していると言いましたが、あのJ T跡地は送迎場所だと思うんです。それで、暗いときに1人や2人で待っている方が、ことし2月、3月に見受けられました。本当に一斉下校していたの

か、まずお伺いいたします。

あと、防犯の訓練の開催をしている、指導している、注意をしていると言っていますが、どのように具体的な指導、注意をしているのかお伺いいたします。

あと、ほかの市町村では親御さんが登下校の薄暗いときはパトロールしている、あるいは防犯協会の方もやっぱりそういうパトロールをしておりますが、本町はどのようになっているのかお伺いいたします。

合計4つです。お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、内田賢寿君。

○教育長（内田賢寿君） お答えします。

集団下校につきましては、山白石小学校、里白石小学校の実施はありますが、浅川小学校においては集団下校、登校はありません。これは児童クラブ等の活用によりまして保護者が迎えに来るといったようなこともございますので、そのようなことで行っておるといったところがございます。

それから、中学生のJ T跡地での、そういう残ったということでございますが、これはおくれる場合には保護者のほうに連絡をして、そう長い時間を待たないよう、その時刻に帰れるような指導を行っているところがございます。一斉下校を基本としながらも、そういうおくれた時間に対応しようとしているところがございます。

それから、防犯教室でございますが、具体的に伺いますか、お巡りさん、警察の方を講師にお呼びいたしまして、本当に具体的にどのように対処すればいいのかということで指導しているところであります。そのときの子供たちの合い言葉が「いかのおすし」というようなことで指導しています。ついていけない、車に乗らない、大きな声を出す、すぐに逃げる、あとは知らせるといったような言葉を合い言葉にしなが、子供たちに指導しているところがございます。

それから、防犯協会での見回りについては、実質行っているということについては、これははないと思うんですが、それはお願いして、何と伺いますか、事件が起きた場合とか、そういう危険な状況に陥った場合には、そういう連絡をいたしまして見回りをしていただけるよう、これはお願いしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） 3番の指導のほうはわかりました。

あと、4番のパトロールの件もわかりました。

それで、1点目の山白石は集団下校している、浅川小はやっていないということですね。その1人の下校が危ないんです。だから、私は、そこの1人、2人の下校はやっぱり何らかの形をとって、1人で登下校できないような体制を整えるのが私はベターだと思います。やっぱり事件や事故が起きてからでは、私はだめだと思います。まず、その点をもう一回お聞きいたします。

あとJ T跡地、遅くなって迎えに来るといったことですが、あのJ T跡地に迎えに来るまで、やっぱり1人で2月、3月にいたんです。私はちゃんと確認しているんです。だから、これは危険だなと思ひまして、私はこうやってお話をしているんです。やっぱり1人や2人にしないことをまず前提に学校は教育しなくちゃいけないと思います。特にあのJ T跡地は、私は大変危険だと思います。もう一度J T跡地の待機時間と1人、2人

の下校時についてお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、内田賢寿君。

○教育長（内田賢寿君） 浅川小学校におきましては児童クラブを活用する子供が大変多くて、6時までには児童クラブにいて、そこに保護者が迎えに来て下校するという人数が多くなっている。そして、あとは途中、もちろん下校する子供もおりますが、そういう子供たちもなるべく1人では帰らないような、下校に当たりますの注意をしていきたいと思っております。

あとJ T跡地、これにつきましては、確かに、もしそういう長時間にわたり子供がいるとしますと、これは問題でございますので、原則としまして、おくれる場合には、先ほどお話ししましたように、決められた、そういう15分以内、できれば10分ぐらい以内だけで待てるような、そういう連絡を密にしながら安全に帰れるよう、これはさらに注意して指導していきたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（2）日本全国、図書館離れ、読書の減少が続いている。あさかわ図書館ではどのような対策をするのかの質問を許します。

5番、江田文男君。

〔5番 江田文男君起立〕

○5番（江田文男君） 日本全国、図書館離れ、読書の減少が続いている。あさかわ図書館ではどのような対策をするのかお伺いいたします。

昨今はどこの市町村も子供たちの図書館離れが相次いでいて、集客に四苦八苦しております。本町にも立派な図書館ができ、大変うれしく思います。

読書には物すごい目に見えない力があって、10代、20代に本好きの子がふえれば社会がよくなると考えられるといいます。また、自分の人生も豊かにすることができるという読書、あさかわ図書館も今後、図書館離れ、読書の減少が予想されます。読書の年代によっても違うと思いますが、どのような対策、努力するのかお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

社会教育関係ですので、教育長よりお答えいたします。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、内田賢寿君。

○教育長（内田賢寿君） お答えいたします。

4月1日に開館しましたあさかわ図書館につきましては、多くの町民に来館をいただいております。

図書館といたしましては、図書館離れ、読書の減少を防ぐためにもあらゆる年代の本のニーズをリサーチし、特に10代、20代の若年層の本離れを防ぐためにも、新刊本の情報をくまなくチェックし、売れ筋や好み、さらには興味を引きそうな本を購入する予定をしております。また、子供から高齢者まで幅広いニーズに応えられるよう本のリクエストコーナーを設けて、購入本の偏りを防ぎ、購入本の分類が広がるよう考えております。

なお、読み聞かせ会や各種親子教室を定期的で開催しており、本の貸し出しばかりでなく、子供を連れて気軽に来館できる図書館を目指しております。

今後も幼児や児童生徒及び高齢者向けの各種教室やイベントを検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） 新刊本とかの興味のある本をたくさんとって、なるべく来てもらうようにする。それは本当に当たり前のことです、当然。

それで、対象者を小・中学生か、あるいは大人にするのか、まずお聞きいたします。小・中学生であれば、歩いてくるんですか。自転車で来るんです、そうでしょう。そうすると、私、この前、教育長が指定した自転車置き場に五、六台、適当にとまっていた。教育長は10台も20台もとまるといいましたが、五、六台並べてみてください。本当に10台、20台とまれるんですか。やはり小中学生を対象にすれば、いいですか、教育長、雨の降ったときの自転車置き場をつくるのが当たり前じゃないですか。新しい図書館をつくったときに、何で自転車置き場をつくらなかったんですか。こういうのが読書離れ、図書館離れの原因なんです。やっぱり小・中学生にはたくさん本を読んでいただきたいんです。そのためには、来てもらうには、遠くからでは歩いてこられないんです。やはり来るのは自転車。それで、入り口のところに五、六台とまっているのを見ましたか。見苦しいですよ、逆に。やっぱり右のほうに自転車置き場をつくって、子供たちに安心して来てもらうのが当たり前です。私、まずこの件についてお伺いいたします。

あと、対象者は大人か、小学生かお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、内田賢寿君。

○教育長（内田賢寿君） 対象者につきましては小・中学生、大人、これは全てを対象者として考えていきたいと思っております。

それから、自転車置き場の五、六台というか、その置き方につきましては、これはきちんと置かないと置けませんので、置き方等につきましては活用の仕方ということで、小学校、中学校のほうに連絡し指導していきたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） 教育長、小・中学生が自転車で1日何人来ているんですか。また、あとは4月、5月、小・中学生が何人来たかお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

4月1日オープンから2カ月がたちましたが、1日の来館者数は平均しますと35人となっております。内訳なんですが、はっきりは、確定ではないんですが、半分は未成年の方に来ていただいております。あと残りは成人の方となっております。

以上です。

○5番（江田文男君） 自転車利用者は、

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） 天気にもよるんですが、私のほうでスタッフの方と話したんですが、自転車利用者は数台程度で、全員が自転車で来るわけではなく、親に送られたり、徒歩で友人と来

るなどしております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（3）庁舎前から国道118号に抜ける町道大明塚・背戸谷地線はもっと早く完成できないかの質問を許します。

5番、江田文男君。

〔5番 江田文男君起立〕

○5番（江田文男君） 庁舎前から国道118号に抜ける町道大明塚・背戸谷地線はもっと早く完成できないのかについてお伺いいたします。

平成29年度に着工した町道大明塚・背戸谷地線は、現在、工事が停止しております。住民たちは道路工事を始めたときはすぐに完成すると思っていました。ところが、いつまで待っても道路工事が再開しないことに不安がっていたところ、最近になって、住民たちは二、三年は道路ができないこととわかってきた住民がふえてきました。本町はさまざまな事情があり、平成32年度完成を目指しているが、もっと早く完成していただきたいという地域の声がたくさんあります。ごみを出すのにも不便、歩行するのも不便、景観も悪い、工事現場の中に古いタイヤ30本から40本、そして木くずが山になっております。そして、また、雑草も生えております。もう少し住民のことを考えてはどうかお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

町道大明塚・背戸谷地線は平成29年度から工事に着手しております。

交付金により実施する関係上、国の大幅な予算増は見込めないことから、計画どおり当初の平成32年度の完成を目指しております。

土地の交渉等についたときにも32年度の完成は周知徹底をしておりますので、途中でそのような意見があることについては、今後、いち早く説明をしてその内容の理解をしていただきたいと思います。

それから、区域内の廃棄物等については、今年度実施工事とあわせて処分をすることになっております。当然、タイヤ等の問題は元地権者の物であって、それが今、置かれているというのが現況の状況でございます。

○議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） 土地交渉のときに、交付金により実施をすることで32年に完成するというお話をしたと、今、お聞きいたしました。でも、わからない住民がいるんです。やっぱりそういうわからない方には何らかの形で説明すべきだと思っております。

あと古いタイヤ、これは地権者の物、そうしたら、大至急、地権者に言って撤去させてください。もうあれを何カ月ほっぽっておくんですか。あと、あの木くず、1カ月、2カ月じゃないでしょう、もう。半年できかないんじゃないですか。あんなのは見苦しいですよ、だって、道路を通っていたって山になっていますよ。町長もあそこを歩いてよくわかると思うんです。そうしたら、この地権者に大至急撤去するように、もし、地権者がしなければ町が撤去して、そのお金を請求してください。まず、その2点だけお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） それでは、ご説明を申し上げます。

お尋ねの木くずにつきましては、平成29年度の側溝の工事の際に民地と道路の境界に設置してあったタイヤを撤去したものと、町営住宅の解体の際に一部残っていた木くずがそのまま残っているというふうに思っております。

今、山になっている状況ということでございますが、補償費等を支払っていないということで、町が工事の中で撤去をするというふうな予定になっております。今年度、改良工事を予定しておりますので、改良工事の中でタイヤ及び木材等の撤去は行いたいというふうに思っております。

もう一点、32年度の工事の完了がわからない住民の方がおられるということでございますので、何らかの形で住民の方に説明を申し上げたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） それじゃ、わからない人には説明するという事で理解いたしました。

それで、なぜこれ、だって、今まで古タイヤとか木くずを山にしてあるんですか。言われたから、やりますか。違うでしょう。やっぱり住民のことを考えたら、とった時点で何らかの形で違う場所に持っていくのが普通じゃないですか。何で、じゃ、こんなにおくれたのか。町長、次の工事をするときに撤去すると言いましたが、そういう問題ではないでしょう、だって。これでは、工事をいつやるんですか、町長。そういうのもわからないでしょう、だって。住民はわからないですよ、だって、そういうことも全然。やっぱり住民のことを考えたら、本来であれば、すぐにやってやるのが当たり前。

それで、そのほかに今、草がぼうぼうじゃないですか。あのね、あそこに行くと何か見苦しいんですよ、物すごく。草はぼうぼう、工事は中途半端、タイヤは工事現場の中に山積みになっている。やっぱり私もいろんな方に言われているんです。これ、10番議員も恐らく地元の方に言われていると思います。ですから、ぜひ説明をもっと早くして、それで、素早く撤去する。そして、その費用はもし地権者であれば地権者に請求してください……撤去する、すみませんでした、町が撤去するという事で。じゃ、先ほど私が地権者に請求すると言ったのは、これは間違いじゃないですか、そうしたら。町長は地権者に何とかと言ったから、じゃ、私は地権者のほうに請求しなさいと言ったんです、課長。そういうことで、そういう話はいいいです、じゃ。そういうことで、いつ撤去するのか、それで、草刈りもするのか、あと、いつ地権者に説明するのかお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 地権者に対しての説明については、至急行いたいというふうに思います。

草刈りなんですけれども、草刈りも現在、ロードレース大会や山開きの関係で草刈りを何カ所かお願いしているところがございます。作業員2名でやっておりますので、早急にできるように、私のほうでちょっと対応を図りたいというふうに思っています。

工事の今年度の進捗の関係ですけれども、まず、交付金の決定がされたばかりということで、これから今、設計は組んであるんですけれども、30年度予算分に合わせた設計の組み直しと、それから積算の組み直しをしなければならないという、そういう委託が発生をいたします。それが完了以降、工事着工ということになりますので、若干おくれしてしまうというのが現状となっております。

おただしの件でございますけれども、すぐ撤去できるかどうかというのは、工事の中でするかというのはち

よつと検討させていただくということで、もしか撤去ができないということで、もう見ばえが悪いということであれば、何らかの別の形で見えないような形で対応するとか、そういう形で環境整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順2、2番、金成英起君、（1）町長選挙の再選出馬の意思と決意を問うの質問を許します。

2番、金成英起君。

〔2番 金成英起君起立〕

○2番（金成英起君） 町長選挙の再選出馬の意思と決意を問う。

須藤町長はことし10月末に3期12年の任期を満了する。この間、町民の生命と財産を守るべく行政執行に努められたことは高く評価する。目指すべき将来像、総合計画の実現のための課題が山積している中、多くの町民は強い信念と決断力、未来を見据えた須藤行政に大きな期待と継続を強く求めている。4期目に向かった再選出馬の意思と決意をお伺いするものであります。お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順3、8番、田中重忠君、（6）町長選挙への出馬の有無についての質問を許します。

8番、田中重忠君。

〔8番 田中重忠君起立〕

○8番（田中重忠君） 町長選挙への出馬の有無について質問をいたします。

浅川町長選挙はことし10月14日投開票が行われますが、この選挙の立候補予定者が現在、複数いると言われております。そして、その立候補予定者の中で実際に立候補の可能性が一番高いのは須藤町長だと思われております。今回、私は町長が再出馬することを前提にこの質問を行っております。もし、町長に出馬の意思がなければ、この質問に答えていただく必要はございません。

しかし、立候補の意思がおありでしょうから、ぜひこの質問に真摯に丁寧にお答えをいただきたいと思っております。

1つ、町長選挙への立候補について、立候補されるのか、されないのか。

2つ目に、3期12年間の町長の実績について説明いただきたい。

3つ目に、町長選立候補に当たって、公約を5点ほどお聞きしたい。

4つ目に、4期目の4年間で何をやりたいのか、具体的にお聞きいたしたいと思っております。

5つ目に、造成宅地の販売と横領公金の回収をどのように解決するお考えなのか。

以上、5点についてご答弁をいただきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えをいたします。

二方の議員から再選出馬の意思と決意を問うということと、町長選挙への立候補についてという共通された質問が出されましたので、公の議会でありますので決意を公表し、皆さん方にご理解をいただきたいと思っております。

金成議員と田中議員にお答えします。

現在の町を取り巻く社会現象はご承知のように厳しい状況下にあります。全ての町村自治体は同じ条件にあると思っております。我が国も国際社会の一国家であり、その政治、経済、外交においても日々目まぐるしい激動する不確定な状況下に日々の変動の一動に直面をいたしておるところは、きょう現在であります。

我が福島県もあの地震、災害、原発事故から7年が経過し、ある程度の復興も多くの関係者の努力により着実に進んでいる反面、原発地帯の現状は今もって帰郷できない状況に置かれております。そして、そういう背景の中で、いまだ風評被害は払拭されず、県の農畜産物の価格は現時点でも競争には勝てません。その反面、風化の兆しも懸念されております。

また、我が国の国難とも受けるべき恐るべき少子高齢化社会の現実の到来でもあります。私たちのこの浅川、ふるさとを将来に向けてどうするかが大きな町民の課題でもあると思います。

私は明るい希望に満ちたあすの浅川町の創造に向かって、難しく厳しいであろう課題にも向かって、一つ一つの解決に町民の皆さん方の協力を願い、努力して前進することと思っております。

未来を担う子供たちの学校教育の基本的な充実、人間味あふれる教育環境の整備が極めて大切であると認識をいたしております。あわせて日常生活インフラ環境の整備、暮らしに直結する日々の日常生活に不便を来さないきめ細かい施策が求められると思います。活力ある浅川町、「笑顔あふれる 住みよいまち 浅川」の創造に努力する決意で、ただいま二方の議員から問われております立候補の表明について、10月に行われる町長選挙に立候補する決意を表明いたします。

あすの希望に期待を持てる町政進展に渾身の力をささげて臨みたいと思っております。

次に、田中議員にお答えします。

1点目は、ただいま金成議員にお答えしたとおりであります。

2点目の3期12年間の町長の実績であります。非常に数多くあります。その中の重点的なものを拾って、問われておりますので、ご報告を申し上げます。

平成19年度、浅中屋内運動場の地震補強大規模改修工事。

平成20年度、ふるさと応援基金の創設。

平成21年度、大草屯所の建設事業の完成、特定環境保全公共下水道事業第2期工事の着手、駅前公衆トイレ新設工事の完了。

平成22年度、太田輪浄水場拡張工事完了、雇用能力開発機構により雇用促進住宅、土地建物買収及び定住促進住宅みのわ団地の使用開始、町消防団第5分団第2班屯所の建設工事の完了。

平成23年度、浅小図書館の改築工事完了。

平成24年度、各小学校土壌改良工事、震災に係る工事の完了、幼稚園・各小学校冷房設備設置工事の完了、町消防団第1分団、第2分団第1班屯所建設完了。

平成25年度、町消防団第3分団第2班屯所建設工事の完了、山白石屋内運動場の地震補強大規模改修工事の完了、浅川町住宅用太陽光発電システム設置事業の補助金の開始。

平成26年度、出生祝い金の事業の拡大、合格祈願米の贈呈、里小屋内運動場地震補強大規模改修工事完了。

27年度、町第5次計画の策定、浅川町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定、浅川町人口ビジョンの策定。

平成28年、安全祈願米の贈呈、学校給食費2分の1補助。

平成29年度、巡回バスの試運転、町内企業用雇用促進助成事業、あさかわこども園の建設事業の完了及び図書館の完了、浅川町定住移住促進住宅滝ノ台団地等の完了であります。

3番目、町長選立候補に当たっての公約の5点、これは私は基本姿勢が誠実、実行、笑顔であります。その中で5本の政策目標を掲げて、今まで一貫してその姿勢で町政を預かってまいりました。

1つは、政策の基本として、これはまさに町づくりの基本の公約であります。1つは基盤づくり、2つに産業づくり、3つに人づくり、4つに暮らしづくり、5つに文化づくり。これらの基本の政策理念を掲げて、第5次振興計画にこれらを織り込んで、振興計画の案件が振興審議会の審議を経て決定をいただき、議会の皆さん方にもご了解をいただいて、そして、町づくりの公約、政策の実現に努めてまいります。

宅造の販売と横領金の回収等の質問であります。販売促進については、昨年度、定住移住促進住宅を4戸建設し、入居募集をしたところ5件の申し込みがあり、計画どおり4戸は入居しています。未分譲地は37区だったものが、2区画の活用をし実質的な未分譲区域は35区画となり、未分譲地の販売促進に向けてパンフレットを更新し、各種イベント等での配布を行い進めてまいりたいと考えております。

今後もPR販売活動に全力を尽くして、社会の経済情勢等をにらみながら、ただ努力するのみでは社会の流れの中には勝てませんので、状況を踏まえながら、いろいろ皆さんと知恵を絞ってまいりたいと思っております。

公金横領については、当事者である元職員に返済義務があることから、引き続き納入するよう重ねてお願いを申し上げていきたいと思っております。

以上です。

○8番（田中重忠君） 答弁漏れが1つ。

○議長（円谷忠吉君） 答弁漏れ。

○8番（田中重忠君） 4番。

○議長（円谷忠吉君） 4番。4番が、町長、あれですね、3番と一緒にということかな。4期目の4年間で何をやりたいか、具体的にというのは。

○8番（田中重忠君） 議長、かわりに答えてしまって、町長に答えてもらうということです。

○議長（円谷忠吉君） いやいや、ちょっと待ってください。

町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） ただいま申し上げましたように、いわゆる基本計画の中にやりたい目標は掲げておりますので、それに乗って町政を執行してまいりたい。また、その中で臨機応変、急を要するような場合には、それはまさに町民皆さん方の要望でありますので、それのみにとらわれることは膠着しますので、柔軟性を持って町民の皆さん方の、あるいは議会の皆さん方に対応すべく町政執行に努めてまいりたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 2番、金成英起君。

○2番（金成英起君） ただいまの町長さんのほうから4期目に向かった再選出馬の決意の表明をいただきまして、町民の方も大変喜んでのことだと思っております。我々も全面的に応援したいと思いますので、ぜひ頑張ってください。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 答弁は必要ですか。

○2番（金成英起君） 答弁はいいです。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） ただいま答弁をいただいたんですが、まず、1番目の町長選挙への立候補については、かたい出馬の意思を表明されたということで、ぜひひとつ頑張ってくださいと思います。

それから、2番目の実績については、いわゆる任期中にどんなことをやったかということのご報告だったような、そういう感じでお聞きをいたしました。

それから、3番目の町長選立候補に当たっての公約ということですが、基本姿勢であるとか、人づくり、暮らしづくり、ものづくりというような、いわゆる大まかな、大きくりのことを申し上げられたのかと。そうではなくて、今期、当選されれば4期目になりますか、今度の4期4年間の中で、私は町民の皆さんにこういうことをやりますよという、そういうお約束、それが公約ですから、その辺をひとつ明確にお答えをいただきたいと思います。これは公約の部分です。

4番目の4期目の4年間で何をやりたいのか、具体的に聞きたいということ、これも公約でございますので、一緒してお聞きしてよろしいと思います。

それから、5番目の宅地造成の販売、これは町長は若者用の定住住宅をつくったことによって販売したかのような答弁を今、されましたが、これは全く内容が違います。全然売れていないんです。金も入ってこないし。だから、これは実績には、販売したことにはなっておりません。ですから、今まで11年間、全く1区画も売っていないかった、この宅造の販売を今度の4期目でどのように進めていくのか、もっと具体的にお答えをいただきたいと思います。

それから、横領公金ですか、これは当事者に納入するように今後求めていくということでご答弁いただきました。私、この議会で何度も町長にお願いを申し上げているのは、当事者は元職員1人だけじゃなくて、町と契約を結んでおった収納代理機関の郵便局さん、それから、町の指定金融機関3行、これらにも当然契約上の責任があるはずなんです。ですから、契約上の責任をもとにしっかりと話し合っ、それで回収していく。このことを何回もこの議会で申し上げてきました。そういう方向での取り組みは考えていらっしゃるんですか。その点についてお尋ねしたいと思います。

それから、今、改めてここに一つの区切りとして考えてみますと、今期、町長は町政懇談会は開かれたんですか。私の記憶では、町政懇談会は一度も開かれていないのではないかと。そうすると、町長は懇談会も開かない。いろいろな行事の合間合間で反省会や飲み会、そういったところでいろいろ聞いているんだということもあるのかと思いますけれども、正式に町民の皆さんの声を町長が直接、じかに聞く、そういうふうなことはどのような形でやられたんでしょうか。

また、再選されたならば、どのような形でやられるのか、その辺についてご答弁をいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 公約については、私は基本姿勢が全てが公約だと思っていますので、これらを振興計画の中に、私の考えをお願いをし、それを振り分けて入れているというのが現実の問題だと思っていますし、こ

の小さな町の中で公約というのは、できないことは言うてはならないと思ったんです、私は。それはむしろ町民のほうが迷惑であって、必ずできることをきちんと。ですから、さきにも言ったように、振興計画にのせたものを基本として、それでも足りない、あるいは急を要する等については臨機応変に対処してまいりたいと思っています。

それから、公金の横領等については、全く同じ状況の中での質問だろうと思います。というのは、もう何年何年もこの議論をやっているわけですが、要は当事者も少しずつではありますが、返済をして努力をしているわけですから、今後もこういう形の中でお願いしたい。

それから、宅造は私は利用されたもののことを言ったのであって、私が販売しましたなんてことは言っておりませんので、こういうことであろうと思います。

懇談会はそれこそいろんな団体もありますし、あえて部落集會に出てやっても人が集まってこない、こういう実例がございますので、今後はできるだけ新しい、先のことを私は申しませんが、できればそういう方向づけも考えて臨まなければならないなというふうに思っております。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 公約ですが、小さい町だからこそ、なお一層、町民の皆さんがぜひこういうことをやっていただきたい、町長、これだけはぜひひとつ実現してほしい、そういうお話はいっぱい出ているんだと思うんです。町長がまさに町民の皆さんと膝を突き合わせていろいろお話を聞いている、または町長が町民に向かっていろいろ政策を訴えている、そういう状況の中ならば、当然公約というものは明確に、町長、持てるはずなんです。なぜ、私がこれを聞いているかという、町長が再選された、おめでとうございませうとなったときに、町長はこの後の当選した後の4年間で何をやるんだか、全く町民と約束もしない、何をやるんだかもわからない、そういうことでは困るので、具体的に、例えば、大変おくられている公民館と体育館の耐震工事は速やかにやりますとか、それから、文化センターとかそういう、成人式とか、大きな集會をやるにふさわしい、そうした市民センター的な、町民センター的な、そういうものをつくっていききたいとか、考えればいろいろあるんだと思うんです。私は立場でないから申し上げませんが、町長として、ぜひそれは町民と約束していただかないと困るんです。これはやっぱりもう一度答弁いただきます。

それから、町政懇談会についても、やっても集まらないということを町長は言いましたけれども、やっぱり町政懇談会をやって、町民の皆さんが集まってこれないということは、1つは町政としての問題点があると思うんです。やっぱり町政懇談会というのは、町民の声を聞くだけでなく、町としての町民の皆さんにお願いしてほしいこと、そういうことや何か政策、そういったものを訴える場でもあるんです。だから、そういうことを明確にやっていない、やろうという答弁もできないというのはいかがかなというふうに思うのであります。これは一般質問で、当然もうこれで私も質問回数は終わるわけなので、これ以上深くは申し上げられませんが、とにかくしっかりその辺の整理をして、そして、正々堂々と戦っていただきたい、こう思うのであります。

あと一点だけ、これは明確にお願いしておきたい。

町長の答弁について、私はこの議会で何度も何度も問題にしてきております。町長も議會會議録をずっと読んでいただくと、田中議員がこういう質問をしたことに対して、自分がどのような答弁をしているかというも

のをみんな確認できるんです。確認していただくとわかるんですけれども、ほとんどがすれ違ってしまっているんです。私は言いたくないんですけれども、中には事実と反するような答弁も何回かしています。私はそういうことではなくて、もっと真摯に議会を信頼して、私どもを信頼して真っ向から議論する、そういう議会にしてほしい。そのためには、町長、もっとしっかり勉強してきちっとした答弁をしてほしい。それでなければ、町政なんか語れません。立派な町政なんか、私はできないと思うんです。それを最後をお願いします。

以上。ご答弁いただきます。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 立場が違うからということで、今、耐震構造とか、文化センターとか出ましたが、私がそんな公約をやって、できなかつたら大変なことになるので、私はそういう危険性があるからこそ、私は着実に振興計画にのせられた事業の遂行をしていくというのが一番正しいことだと思っています。

それから、懇談会はやらないなどとは言っていません。ただ、これからどうするのだということは、それは後のことですから、どうなるかわからないようなことを、私は懇談会をやりませんなんていうことは全くとんでもない話になってしまうので、それはまた別の話で、私はそういうことを計画の中に、もしということであれば、できますよということだと思えます。

それから、議会に対する答え、私は真摯に答えていますけれども。ただ、受けとめ方は、そこは万別ですから。だから、それを問われても、それは非常に難しいので。ただ、私は自分の信念の中で言えることは、本当に真摯に答えているということでもありますので、今後ともひとつよろしくお願いをいたしたいと思えます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順3、8番、田中重忠君、（1）こども園の遊具設置と建設事業費についての質問を許します。

8番、田中重忠君。

〔8番 田中重忠君起立〕

○8番（田中重忠君） こども園の遊具設置と建設事業について質問をいたします。

あさかわこども園は4月1日、無事、開所をいたしました。しかし、開所までに設置されるべき遊具が何一つ設置されておらず、関係者は一様に驚きを隠し切れませんでした。

私が5月に古殿町のふるどのこども園、それから玉川村のこども園たまかわクックの森を視察してきましたが、両園とも遊具は全て園舎と反対側の園庭の周辺に設置されていました。こうした配置なら、園舎の内装工事中でも支障なく遊具の設置工事が実施できたはずで。なぜ工事ができなかったのか、大変疑問であります。

また、古殿町では従来の幼稚園で使用していた古い遊具を移設し、足りないものについてだけ新しい遊具を設置しておりました。本町のこども園建設事業は全体的に議会に対する説明が十分とは言えず、さまざまな不明な点がありました。

以下に述べる点を含め、詳細な説明をいただきたいと思えます。

1つ、こども園遊具の設置はなぜおこなっているのか。いつまでに設置されるのか。

2、こども園建設総事業費の合計額は幾らになるのか。

当初実施計画で10億円の予定だった事業費が約14億5,000万円になった理由はいかなる理由なのか。

4つ目に、現在の入所者数は190名。定員232名との空き定員差42名について、今後どうするのか。

5番目、保育士及び教員の確保の状況について。

以上、5点についてご答弁をいただきます。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順4、9番、上野信直君、（1）こども園の遊具設置が開園に間に合わなかったことについての認識とおくれた理由を何うの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 3点伺います。

1点目です。

あさかわこども園の園庭には29年度にブランコや滑り台などを初め数千万円分の遊具が設置をされるはずで、その予算も議会の議決を受けておりました。ところが、これが30年4月1日のこども園オープンに間に合わず、あさかわこども園は園庭に遊具が1つもないという、全く残念な状態でのスタートとなりました。本来であれば、今ごろ子供たちは園庭のさまざまな遊具で楽しく伸び伸びと遊べていたはずであります。こども園建設事業は何年もかけて取り組まれ、我々議員としては入念な調査や研究のもとに抜かりなく進められているものと思っておりました。さらに、期限までに完成するのかという再三の質問に、執行部は大丈夫だという答弁を繰り返してきました。ところが、結果はこのとおりであります。

29年度で終わらせなければならず、終わると言っていた遊具設置が終わらないでしまったことについての認識とおくれた理由を伺いたいと思います。

2点目です。

今後、浅川町が取り組む事業において同じ過ちを繰り返さないために、なぜこのようなことになったのか原因を掘り下げ教訓を導き出していると思いますが、教訓は何かを伺いたいと思います。

3点目です。

遊具設置は現在どのような段階にあり、完成時期はいつになる見通しなのか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 予定どおり事が進まないことに対しては極めて遺憾であり、おわびを申し上げたいと思います。

しかし、学校教育関係でございますので、いわゆる田中議員には教育長をもって答弁をいたしたいと思えます。

よろしく申し上げます。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、内田賢寿君。

○教育長（内田賢寿君） お答えいたします。

まず、8番、田中重忠議員にお答えいたします。

1点目ですが、今議会初日の提案理由の説明の中での承認第2号、専決処分の報告で町長が述べたとおり、遊具設置に伴い、県中建設事務所において開発行為の協議が必要となることから、一定程度の期間を要するため、現在に至ったところです。

なお、設置につきましては、目下検討しておりますが、今年度の早い時期にと考えております。

2点目ですが、合計額は実績で申し上げますと11億9,572万9,896円となり、公用車1台と室内用備品を入れますと12億3,338万5,725円となっております。

3点目ですが、10億円というのは以前に古殿町のこども園と同規模程度であればという仮定でのお話をしたものと聞いております。なお、14億5,000万円という数字は、平成26年11月に計画いたしました幼保一体化施設整備基本計画書の中に概算工事費の検討というページがあります。その合計が14億5,120万円と記載しており、あくまでも概算の数字となります。

4点目ですが、6月1日現在においては197人、7月以降につきましては210人と、4月当初より20人の増となる予定となっております。なお、定員数につきましては、各教室における園児の最大収容人数で計算したものです。また、入園児につきましては、今後出産や転入等により人数が変化する可能性もあると考えております。

5点目ですが、今現在の入園児、さらには入園予定者分の対応については確保できていると考えております。次に、9番、上野信直議員にお答えいたします。

1点目及び3点目につきましては、8番、田中重忠議員の1点目にお答えしたとおりです。

なお、4月1日に開園し、遊具の設置が整っていないことは残念ですが、鋭意努力し早急に事を進める考えであります。

2点目につきましては、今ほど申し上げましたとおり、開園と同時に設置ができなかったことはまことに残念な結果と思っております。

以上、2名の議員に対する答弁といたします。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） ただいま答弁をいただきました。

ここへ来て、もう結果おくれたという結果が出てしまったわけで、これについてどうこう言ってもしようがないわけですが、ただ、そのおくれた原因が、遊具の関係で開発行為が必要になったということですが、これは設計、それから、事業開始の時点で開発行為が必要か、必要でないかなんていうことは当然わかっていたのではないんですか。何で今の段階になって開発行為が必要になったから、さらに期間が延びるということになったのか、その辺の事情についてご説明いただきたいと思います。

それから、こども園の建設総事業費については当初10億円、それから14億5,120万円というような27年から29年の振興計画、それから、29年から31年度の振興計画では15億3,497万円というふうになっております。このようになぜ数字がくるくる動くのか。まず最初は、最初の10億円はしようがないにしても、その次により具体的になったときに、最低14億ぐらいかかりますねと言ったら、そこから減るならわかりますけれども、そこからまたさらにふえていっている。こういうことというのはちょっと考えられないと思うんです。その辺についてのご説明をいただきます。特に遊具、備品等、これらについても当初の事業計画の中で既に計上されておったわけですから、それが今になって前回の3月議会で補正でのせると、そういうふうな事態というのはちょっとおかしいのではないかというふうに思うんですが、その辺についてご説明いただきます。

以上であります。再度ご答弁いただきます。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

1点目ですが、さまざまな事情があるんですが、まず、建設時の建物、グラウンドレベルを若干上げたことによりまして、調整池の容量が変更になりました。よって、開発行為の変更協議と容量計算に時間がかかりまして、遊具設置がずれ込んだというのが原因と思われまます。

それと、費用につきましては、確かに金額は変わっておりますが、今現在としましては、先ほど教育長が答弁、述べたとおりでございます。なお、用地及び建物につきましては全て精算となっております。

以上です。

○8番（田中重忠君） 答弁漏れ。今後、幾ら必要になるのか。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 私でいいんですね。もう一回聞きます。

こども園総事業費について12億3,338万円とかという教育長の答弁がありました。今後はもう必要ない、これが総事業費で、普通事業があれば総事業費の中で事業を進めていって、最後に余る、それで、途中でどうしても少なければ補正予算で上げる、それも理由を明らかにして。そういうことだと思うんです。

それで、現時点で12億3,338万円、これに対して、今後、全く必要なくて、この金額でいけるのか。それから、この前、3月議会で補正しましたよね、補正と、あと科目変更、それらもこの中に入っているのか。最終的にこれが総事業費になるのか、それについてお答えいただきたい。こういうことでございます。

それから、開発行為という問題であります。これについては、私は遊具についてだけの問題なのかなというふうに思い込んでおりましたが、今の説明ですと、結局こども園全体のグレードがアップしたということ。それから、調整池が、これは大きくなったんですか、そういう変更があった。それらのことによって、変更があったことによって開発行為がさらに必要になったと、こういう説明であります。私は前から、先ほど9番議員も言いましたけれども、何回も何回もこの議会で私も、その都度、その都度、説明を求めているんです。しかし、そのときに詳しい説明をしていただけていない。それで、なおさらグレードが上がったと。調整池が大きくなったのかな、それらの変更があったと。この変更についてもどこをどのように変更したのかということについて、私も詳しい説明はいただけていない。だから、今になって、ここの分がふえたから開発行為が必要になったんだということについて理解できないわけです。だから、この辺について、答弁できる範囲内で結構です。ご答弁いただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

まず、事業費につきましては、今後、予定しております遊具の分は除いての金額となっております。遊具の金額につきましては、改めて発生するものとなっております。

それと、先ほどグレードが上がったじゃなくて、建物の高さを若干上げました。それに伴いまして、先ほど申し上げました調整池の容量が変わるなどしまして、それで時間がかかりまして、結果的には遊具の設置が4月1日開園には間に合わなかったとの事を聞いております。

以上です。

○8番（田中重忠君） 議長、いいですか。

○議長（円谷忠吉君） 答弁漏れですか。

○8番（田中重忠君） 答弁漏れです。

○議長（円谷忠吉君） 何ですか、簡潔に。

○8番（田中重忠君） 現時点で12億3,338万円という説明があって、今、課長答弁だと遊具を除いた金額ということだから、私が聞きたいのは、遊具も含めて、もうこれで終わりなんですかということです。遊具はこの前補正でのせましたよね。だから、もう金額ははっきりしているわけです。もうこの事業に関連して、今後、出てくる金額というのはないんですか、そのことをお聞きしたわけです。ですから、そこら遊具は入っていないということで、入ったときにはどのぐらいになるのかということについてご答弁いただきたいです。すみません。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

今回の今議会の専決の承認第2号なんですが、幼保一体化整備事業で4,800万円ほど廃止になっております。この数字が次回、そっくり上がってくるのかなと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず1点目の前段の部分ですけれども、町長から予定どおりに事が進まなかったことについておわびを申し上げるということで、初めて議会でそういう意思が表明されました。その点は受けとめたいというふうに思います。

おくれた理由について部分的に述べられましたが、学校教育課長とか、教育長のほうから述べられたわけですが、教育委員会に所管が移ったのは4月1日からで、問題になった平成29年度は別の課が所管していたはずだと思うんです、この事業は。ですから、事情をよく知らない方よりも、よく知っている方のほうから、もうちょっと具体的に何でこういうふうになったのか、おくれた理由というのをもっと丁寧に説明を願いたいというふうに思います。1点目の後段部分について再度伺います。

それから、2点目です。

今後、浅川町が同じような失敗を繰り返さないために何を教訓として酌み取るのかという質問については、残念だったというだけで何も語られませんでした。そうではなくて、何でこういうことになったのか。その部分をしっかり教訓として私は残しておかなくてはならないことだというふうに思うんです。その点について、再度お伺いをしたいというふうに思います。

それから、3点目ですが、遊具設置は現在どのような段階にあって、完成時期はいつになる見通しかということについては、なるべく早くやりたいということでありましたけれども、それでは、どなたも納得しない。今、どういう段階にあって、これから、どういう手続があって、それが終わるのがいつごろで、その後、どういう手続があって、大体完成はいつごろだと、こういう見通しというのは全くないんですか。私はあったら、それをお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（円谷忠吉君） 会計管理者、須藤寿行君。

○会計管理者（須藤寿行君） それでは、3月まで担当課長をしておりましたので、私のほうから開発行為関係について説明させていただきたいと思います。

開発行為につきましては、平成28年1月22日に許可をもらってきたところでございますが、それから、平成29年度までの間に5回ほど変更してございます。5回目の最終の変更につきましては、昨年4月以降、建築工事が発注されてから建設事務所との協議を行ってきたところではありますが、まず、地盤について、建物の地盤を15センチほど上げるという変更協議をしまいいりました。これについては、雨水がきちんと流れるような角度にするということで、犬走りから園庭側溝までのすりつけの勾配を2.55%から4%に上げまして、雨水がきちんと流れるようにということで検討したところでもあります。これによりまして、建物を上げることによりまして園庭の雨水の容量が変わってまいりますので、その再計算が必要となってまいりました。

また、この間、L型側溝や大型ブロックの下に置きます軟弱対策工でございまして、マットレス工、リボックス工、これが一部不用となりましたので、その検討協議も時間がかかったところでございます。

それによりまして、今度、新たに遊具の協議をするということになりますと、また、園庭の雨水容量が変更になりますので、その都度、協議になってまいります。そうなりますと、ことしの4月の開園に間に合わないということもございましたので、最終的に建物の地盤を上げたことの変更による調整池の容量の変更を優先させまして、最終的にその申請ができましたのが昨年10月27日、その許可をいただいたのが昨年12月14日ということになったところでございます。このため、遊具についての再協議についてはできてこなかったということが現状でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 副町長、大谷修治君。

○副町長（大谷修治君） 今後、いつ完成するのかということでございますけれども、初日に平成30年度の一般会計の補正予算におきまして、こども園の経費の中で設計委託料並びに開発行為関連業務委託料等をお願いしております。この議会が終了しましたならば、県中建設事務所におきまして開発行為等の協議を検討し、その協議が整い次第、事業を進めていきたいということでございますので、いつという明示はできませんけれども、鋭意早く進めていきたいというようなことをご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、内田賢寿君。

今回の教訓です。

○教育長（内田賢寿君） 教訓……。

〔「いいです」「先ほどのとおりです」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） その教訓の部分については、別に教育長が答弁する性質のものではなくて……。

再々質問……。

○議長（円谷忠吉君） 再々質問。

○9番（上野信直君） わかりました。

そういう事情があつて、開発行為の変更があつてということだったんですけれども、地盤があればだめな

んだと。15センチ高くなくちゃだめなんだということは、もう事前にいろいろ設計をやったり、地質調査をやったり、いろいろお金をかけて、もう私はわかっているはずのものだったというふうに思うんです。何で途中でそういうふうに変更になってくるんでしょう。やはり入念な準備、それがなかったんじゃないかと。15センチ上げたら、ほかのところにはひずみがあって、やはり年度内にこども園建設事業が完了しないということになってしまう。それを避ける方法はないのかということも検討されたのかどうか。そういうところも大変疑問に思っております。

基本的には、きちんと入念に準備がされ、検討がされ、それで進められたのかというところが、私は一番問題だと思うんです。その点はいろいろと割り切ったら弁解済みた話がありましたけれども、やはり私は一番今回の問題だったのは、いったい誰がこの事業の責任をとって進めているのかというところがはっきりしなかったというところじゃないかなというふうに思うんです。建物の建設は建設課、その他の部分は保健福祉課あるいは農政商工課、いろいろ事業をやる箇所によって部分部分が分かれていて、全体をどこが統括するのか、その部分がどうもはっきりしなかったんじゃないかと。私は今回、教訓とすべきところはその部分ではなかったのかなというふうに思っているんですが、その点について町の認識を伺いたいというふうに思います。

それから、これはいつできるのかというのは、子供を預けている保護者の皆さんの思いだというふうに思うんですが、なるべく早くということでは、やはりこれは、何だ、そういう町政の執行はということになってくると思うんです。今後、設計の委託料を計上して設計を発注して、設計の完成がいつなんですか。それから、設計の完了と、その後開発行為の変更の協議ということになるんですか。それとも、設計を委託しながら開発行為の変更を協議するということになるんですか。そういうふうな手順を踏むと、遊具の設置の発注というのは大体いつごろになって、いつごろになったら完成するというのは、大まかにでもこれは言ってもらわないと。誰も納得しないですよ、こんなこと。その点を、現在の見込みということでしょうけれども、ご説明を願いたいというふうに思います。

○議長（円谷忠吉君） 副町長、大谷修治君。

○副町長（大谷修治君） 議会が終了となって可決していただきますと、開発行為あるいは設計の委託、同時並行に進めていくようになろうかと思います。

その中で最終的に遊具代等が確定しますので、その後遊具を設置する工事になるという流れになろうかと思います。これがいつになるかといいますと、やはり開発行為の協議が成立するには町だけでなく郡山の県中建設事務所との協議の中で回答が得られることでございますので、明確にいつだと言われてもちょっと困難な部分はあるんですけれども、協議開始後2カ月ないし3カ月くらいは見る必要があるんじゃないかなと思っております。

以上です。

○9番（上野信直君） 議長、私はいつ終わるんですかと聞いたんです。開発行為がいつ終わるんですかというのを聞いたわけじゃないんです。

それから、教訓の部分について答弁がありませんでしたので、その点も答弁を求めたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 副町長、大谷修治君。

○副町長（大谷修治君） 今回のこども園の設置に関する教訓でございますけれども、いろいろな事情はあった

かとは思いますが、これら悪かったところは今後改善していくというようなことで、今後、いろいろな工事を進めていく上で参考にしていきたいと思っていますところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、いいですか。

○9番（上野信直君） だめです。2つ答弁漏れです。

1つは、開発行為は二、三カ月かかるだろうと。でも、私が聞いたのはいつ事業が終わるんですかという見通しなので、最後まで言ってください。開発行為だけじゃなくて、工事が終わるのがいつごろだというのを。

それから、2点目の教訓の部分は、悪かった部分は直すではなくて、どういうところが悪かったというふうに思っているのかということですので、その辺のお答えをお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 今、副町長が答えたんですが、実は今度の補正の中で、いわゆる予算を繰越明許分を削除して、新たな30年度の中に設計、その今度の9月補正に出ます。いずれにしても、繰越明許で4,800万ほどありますから、この予算は、じゃ、その中というわけにはいきませんので、設計が終わり次第、どういうものができるのかという設計ができないと発注できませんので、この4,800万の繰越明許は9月の補正に上げます。そうすると大枠が出てまいります。それが決まって発注をします。少なくとも今年度中で全てできるかというところ、それはやっぱり遊具の種類にもよると思いますが、できれば今年度中には何とか完成をしてあげたいなど。もしそうでなければ、次年度にも仕事が残る場合もあるということ。しかし、できる限り今年度中には完成をさせたい。

それから、一つの反省点。これは指摘がありましたように、農政商工課、建設課、保健課、公民館、教育委員会、まさに全庁挙げての仕事でありました。したがって、推進チーム等をつくって事務の連携をとりながらやったんですが、大きな反省点としては上部機関、県との調整漏れがあったということに尽きるのかなど。やはりもう少し内容を精査して、そして、補助事業なり、事業施工なり、きちんと県の指導を間違いなく受ける。こちらで受けたものは必ず県に願う、やる。この連携プレーがまずかったなど。ですから、途中で設計が足りないとか、あるいは以前にやった貯水槽の上に新たな遊具をつくることは、それは前の工事とは別問題だというようないきさつがあって、そういう流れの中で動いてしまった。だから、今、課長が言ったように5回もの変更があった。しかし、それをやらないと4月の開園には臨めないということでもありますので、今、副町長が言ったように、その辺、順序を踏んで、今度はそういう轍を踏まないように、しっかりと前に進むように最善の努力を、担当に指示をしてやっていくようにします。問題は今度の補正の繰越明許の分と、あるいは9月におくれる工事の分はひとつ議会の皆さん方のご承認をいただかないと前に進むことができませんので、ひとつその辺もお含みをいただいてお願いを申し上げたいということで、私の答弁といたします。

○議長（円谷忠吉君） 9番、いいですか。

○9番（上野信直君） いいです。

○議長（円谷忠吉君） ここで10時45分まで休憩とします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順3、8番、田中重忠君、（2）元気あさかわ夢工房等の設置運営についての質問を許します。

8番、田中重忠君。

〔8番 田中重忠君起立〕

○8番（田中重忠君） 元気あさかわ夢工房等の設置運営について質問をいたします。

これまでの説明では、国の補助事業である地方創生事業として、1つ、町内巡回バスの運行、2、直売所あさマルシェ、3、漬物加工所、4、移動販売車運行等に取り組んでいるようではありますが、これらはどのような仕組みになっているのか、具体的に説明をお聞きしたいと思います。特に、これらの事業を進めるため元気あさかわ夢工房を設立したようですが、これらについてはいま一つ内容がよくわかりません。

なお、これらをその都度一般質問でお聞きするのではなく、できれば次回、全員協議会等を開き、資料を示してご説明をいただければよろしいのかなというふうに思います。しかし、そういうことでありませぬので、きょうの一般質問で、どうしても内容等の理解が不十分になっております、今回は次の点について丁寧な説明をお願いいたします。

1つ、元気あさかわ夢工房の設置目的、組織、財源、町との関係について。

2、物産直売所あさマルシェの開設目的と内容について。

3、山白石漬物加工所開設の目的と内容について。

4、設立した一般社団法人に対する町の役割と責任について。

以上、4点についてお聞きしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えをいたします。

1点目につきましては、国が進める地方創生政策のうち地域再生制度を活用し、町の課題である少子高齢化による産業の衰退を防ぐため、地元産品の販売、農産物の地産地消による地域活性化を図ることが目的です。

組織としては、商工会、農協及び町の各代表3人を理事とする一般社団法人となっており、その財源は初期投資費用については、国からの交付金を受けた町からの補助金です。

2点目、3点目については、ただいま申し上げた目的の手段として、旧山白石保育所を改修した加工所において農産物の加工品を製造し、直売所あさマルシェでは、その加工品のほか、農産物や地元産品を販売するものです。

4点目につきましては、町は主体的にこの事業を計画しておりますので、相応の役割と責任を果たしてまいりたいと考えております。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 元気あさかわ夢工房については、地方創生事業の補助金によって高齢化社会に対応する、そうした目的で設立したということでございます。

それで、今、ただいま、財源等については国の補助金を受けて町がという、そこまでのご説明をいただきました。

それで、組織形態、正式には一般社団法人元気あさかわ夢工房というんですか。そうすると、これは株式会社なのか、有限会社なのか、またはその他の組織なのか。それから、この法人の財源は国と町といいますか、国から幾ら、町から幾らということについて具体的に金額を教えてくださいと思います。

それから、2つ目の物産直売所あさマルシェを開設されたようでありますが、これについては直売所ということですが、目的は1番の夢工房でご答弁いただいた内容かと思いますが、私がなぜここで目的、目的というふうに聞いているかという、何のために、誰のためにこの事業をやるのか、その辺がきちんと明確になっていないと何か、なかなかうまくいかない、そういうことではないかと思うんです。それで、物産直売所のあさマルシェでは軽トラックか何か、車両か何かを買ったんですか。これらについても答弁いただきたいと思うんです。開設目的ね、純粋に直売所、いわゆる物を売って高齢者の利便を図ると、こういうことなのかどうなのか。

それから、3つ目の山白石の漬物加工所ですが、これはどこの何を漬物に加工するのでしょうか。ということは、たまたま各家庭の家庭菜園でつくっている野菜や何かの残ったものをもたないから漬物に加工して、そして、直売所で売ろうと、この程度の内容のものなのか。それとも、はっきりと野菜を生産して、そして、それを6次加工して、そして、営業の目的にするんだということなのか、その辺について。

それから、この設立は一般社団法人に対する町の役割と責任ということですが、最終的な責任は町が持つようになるのか。それから、町はどのような役割を担っているのか。この辺もいま一つ、私どもはわからないところでありますので、以上の点について再度ご答弁をいただきたいと思います。

なお、答弁の中でちょっと答弁漏れや何かがありましたら、その都度、指摘させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） では、まず1点目の一般社団法人元気あさかわ夢工房ですが、一般社団法人という法人となっております。最初、任意組織でも、いわゆる何々協議会とか何とかという名称でも事業を取り組める考えもあったようですが、今回、移動販売車という、そういう備品等あるいはそういうものを取得するためには法人のほうが取り扱いやすいということで、今回、一般社団法人としたものでございます。

それから、財源でしたが、国の地方創生交付金ですが、先ほど申したとおり初期投資費用、今までかかっている経費につきましては約1,650万円程度かかっております。そのうち2分の1が国からの補助金で賄っております。なので、残り2分の1が町の負担となっております。

それから、直売所のほうですが、まず、軽トラ等については購入しておりませんが、一般社団法人のほうで移動販売車を購入しております。

直売所の目的ですが、まず、浅川町の人口減少等でいろいろな産業が衰退しており、商店等についても高齢化等で空き店舗が目立つようになってきておるということで、町の中心部についてもこういう直売所を開き、あわせて山白石の加工所等で作った商品とあわせて、農産物等あるいは地元産品をそこで販売するというものでございます。

山白石加工所につきましては、余ったものというよりは、そういう家庭で生産農家の方が過剰につくっているようなやつもあるというような話から始まっているようでございますが、今後は農協さんとか関係者を含めて、いろいろな農産物をつくっていただいたりして、今後はそういった、いろいろな特徴のある加工品等を計画しながら販売につなげていきたいと考えているところでございます。

責任につきましては、最終的な責任というか、この計画自体は町が計画したものでございますし、町のほうからの財源で、ほぼ初期投資費用にはついております。できれば、将来的には販売収入とかで自立していただきたいような考えが一番理想ではありますが、なかなか厳しいものとは考えていますので、不足財源等については町が責任を、公共性、公益的な事業と考えておりますので、町が相応の責任は果たしたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） ただいま説明をいただきました。

それで、この事業を立ち上げるに当たって、浅川町の関係者でどこか視察したり、情報を入手したり、そういうことはやられたんでしょうか。その辺について詳しくお聞きしたいと思います。要するに、この事業本体そのものは、やっぱり町なんです。町にJAと、それから商工会を加えて、3者で運営していくんだと。こういうことはよくわかりました。

ただ、まず第一番に物産直売所、これについては私は詳しく内容を知りませんが、最近になって石川町のヨークベニマルの前にあったJAの直売所が閉鎖しました。それから、浅川町の直売所も閉鎖しました。要するに、そういうふうに直売所を運営するということは非常に大変だということは、これはもう町長も重々ご承知だと思うんです。これで本当に皆さん方が考えているような、あさマルシェという直売所が採算に乗って、初期の目的である高齢者のための買い物弱者を助ける、そういったものになるのか。その辺について、どのようにお考えなんでしょうか。非常にこれは冒険だと思います。その辺について説明いただきたいと思います。

それから、車両のことについてちょっと触れましたが、きのうだか、おととい、あさマルシェという名前の入った軽トラックを見かけたような気がしたんです。これはどういうあれなのか、再度ご答弁いただきます。

それから漬物、山白石の漬物加工所、これについてもいろんな町民の方々のお話を聞いてみると、今、スーパーとか消費者の手に渡る、そういう漬物というのは、梅干し1つとってももう最初から選定して、そして虫を防除し、傷物をはね、選定に選定を重ねた、そういう良品でなければ商品化しても売れない。須賀川のキュウリなんていうのはもう典型的なものです。あと、あれですか、表郷のトマトとか、そういう専門家の手による、本当に専門的な、本当に命がけで取り組まなければ農産物の加工というのは無理だと思うんです。今、説明をお聞きしますと、一般家庭の菜園で残ったやつも含めて加工するんだと。そういう、その程度の認識の加工のものでやっていけるんでしょうか。その辺について、もう少し詳しくご説明いただきます。

それで、一般社団法人ということで、これは町が計画したんです、先ほどの答弁で。財源も町と国の補助金でやって、そして、それを一生懸命取り組んでいって将来的に自立をするということでありますが、これは本当に自立する可能性というのは高いんですか。今、私、前段で申し上げた直売所もなかなかやっていけない。

特に浅川町ではここ一、二年前に閉鎖したばかりなんです。だから、あれを簡単に、農協の施設の一部に移したから今度はうまくいくとか、そういうことではないと思うんです。今までのそういう直売所との違いは何なんですか。その辺についてもご説明をいただきたい。

なぜ私がいろいろお聞きしているかという、これらの事業全てそのものが、なかなかうまくやっていくのは大変だな。これは担当課長も同じ認識だと思うんです。しかし、これを最終的にやっていってだめだった、失敗したということになると、先ほど答弁したように、これは最終的に町の財源で補填して、町が全部尻拭いする。JAと商工会は町にしっかりと組み入れられて事業をしていると、こういう立場でございます。その辺について、もうちょっとしっかりしたやつをやられているのかどうなのか、ご答弁をいただきます。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） まず、いろいろな情報を、今回の事業に当たり、視察だとか、運営のあり方についてのおただしでございますが、今回の運営につきましては、特にまだ視察というのは、ほかの道の駅等の直売所等については、一般社団法人の従業員にお願いしている方に視察等はしているところでございます。

車両なんです、移動販売車の看板にあさマルシェのロゴマークを入れて移動販売車としております。一般社団法人としての一体感を合わせるために、そういうふうな車両に看板的なものを、あさマルシェのロゴを入れているところでございます。

それから、加工所の方向性等につきましては、ご質問のとおり、特産品といいましょうか、特徴があるものでないとなかなか商品化というのは難しいものとは考えておりますが、今後ともいろいろ、情報あるいは勉強会を重ねて商品を開発したいと思っております。なお、昨年についても、専門家の方を招いて2回ほど検討会を実施はしております。

それから、最終的な自立の可能性ということになりますと、本当に本気でやらないと、なかなかうまくいかないというような状況は理解しておりますので、まだ始まったばかりでございますので、今後ともいろいろ知恵を3者のほう、あるいはほかの外部の方からも知恵をいただきながら運営していきたいと考えております。

以上です。

○8番（田中重忠君） 議長。

○議長（円谷忠吉君） 終わりです。

○8番（田中重忠君） 違うよ。

○議長（円谷忠吉君） 3回。

次に、（3）巡回バス試運行についての質問を許します。

8番、田中重忠君。

〔8番 田中重忠君起立〕

○8番（田中重忠君） 巡回バス運行について質問いたします。

昨年から実施されている巡回バス試運行については、毎議会、試運行の状況と結果について説明を聞いてまいりました。この事業は私たち議員はもちろん、多くの町民がその成果に大きな期待を寄せています。当初の計画、構想と比べ、試運行による実際の事業の展開を今後どうするのか。町内高齢者等、交通弱者にとって日常生活に大きくかかわる事業であり、以上を踏まえ次の点についてお聞きいたします。

1つ、巡回バス運行の本来の目的は何か。

2、山白石、大草ルートなど、各ルート全体のこれまでの町民の利用者は各何人か。

3、平成30年度の両町区、滝ノ台、大名大塚、山敷田地区等の試運行の結果について。

4、商業施設付近と役場、公民館、保健センター等、町内の公共施設での試運行についてご答弁をいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順5、10番、角田勝君、（1）町巡回バス試運行の利用状況と改善策についての質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 今、田中議員からも質問が出ましたけれども、私は通告したとおりに、1つは5月8日から試運転している運行の状況、そして、その状況の中には利用者の各ルートごとの利用状況など、どういふふうになっているのかということ。

2つ目には、こういう状況の中で運行して5月の約1カ月、試運行ということになったわけです。その前にも若干の運行はあったようですが、その中で、どういう、やはり改善点というんですか、仄聞すると非常に利用者が少ないということで、毎週2回、火曜日と金曜日、祝日を除くというようなことや、あるいはそういう時間についても運行しない、そういうことについても不定期だといふようなことなんかもありますし、停留所は設けない、あるいは自由に手を挙げて乗るというようなことは原則できない、こういうさまざまなことが回覧板でも回った、回覧板というよりも1戸1戸その資料が渡されて、ああ、買い物弱者や、あるいは役場に用足しをしてくる、そういう人たちにとっては非常に足の確保に本当に役に立つのかなと、役に立つだろう、ありがたいなと、今、あったようにこういう期待感がかなりありました。ところが実際はどうだったのかということでもあります。停留所からかなり離れている問題とか、さまざまな問題があったと思うのですが、その点であります。

3つ目には、いわゆる運行の委託経費というのは、試運行のこういう状況の中で、これはいつまで委託という形をとったのかはわかりませんが、ことしの1年の委託経費ということはどういふふうになるのかということでもあります。

4番目には、やはり2番の改善点や、あるいは利用者の皆さんの声なんかも聞きながら、聞いた結果、どういふ改善点が必要なのか。そのためには、これこれこういうふうな運行のやり方に変えていきたいとか、あるいはもっともっと回数をふやしたいとか、さまざまなことがあるのではないのかなと。ただ、問題はやっぱり費用対効果の問題もあると思います。ただ、このバスの事業については、全くそろばん勘定でやるような、そういうバスの運行ではないと私は思います。一定程度の、やはり町がそれなりの買い物弱者やさまざまなお年寄りやさまざまな人々のために足を確保するという事業でありますので、その辺も踏まえて、どう今後進めていくのかということについてお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えいたします。

初めに、田中議員にお答えします。

1点目につきましては、地方創生事業において、買い物弱者等の支援として取り組んでおります。

2点目、3点目については、担当課長よりお答えをいたします。

4点目につきましては、平成30年度の試行運転、試運転で役場、保健センター、あさかわ図書館及び地域福祉センターを停留所として運行を行っております。

次に、角田議員にお答えします。

1点目につきましては、担当課長より答弁をいたします。

2点目につきましては、平成29年度は小学校区及び旧小学校区の運行を行い、平成30年度は消防団6区域の運行を開始しました。前年度からの改善については、帰りのバスの運行時間を早めたところでございます。

3点目につきましては、1日2台で6コースの運行を行い、日額6万26円でございます。

4点目につきましては、昨年度と今年度の利用状況により平成31年度の運行を検討してまいりたいと考えておるところであります。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） それでは、まず初めに田中議員にお答えをしたいと思います。

2点目につきましては、平成29年度の運行状況としまして11月から3月まで実施をいたしました。運行回数につきましては延べ58回で、29年度は2コースで行ってまいりました。1つが山白石、里白石、福貴作ルートにつきましては延べ利用者は79名、大草ルートといたしましては延べ利用者は49人となったところでございます。

3点目につきましては、平成30年度につきましては5月から運行を行いました。5月の運行回数につきましては7回で、山白石方面につきましては延べ利用者は5人、小貫、染、滝輪方面は延べ利用者は6人、袖山方面については利用者はおりませんでした。福貴作、里白石方面は延べ利用者が11人、大草、根岸、中里、東大畑方面は延べ利用者が1人、太田輪、滝輪方面は利用者はおりませんでした。

次に、角田議員にお答えします。

1点目につきましては、田中議員にお答えしたとおりでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） ただいまご答弁をいただきました。

それで、平成29年度ということで、これは3月までですか、58回、79人、大草が49人、こういうことでいろいろお話をお聞きしました。

それで、まず第1点は、この巡回バスの試運行を実際にやってみて、1年ちょっとやったわけですが、その結果、これを実際に町として取り組んでいける、そういう見通しはあるんでしょうか。

それから、前にもお話してありますが、私は白河市のように、もう既に軌道に乗っている、そういう行政もあると。その辺のところをしっかりと参考にして、そして、やられたらどうかと、こういうお話もしました。人数的に多いか、少ないか、これは担当さんがよくご存じのことと思います。ただ、先ほど言いましたけれども、こういう中で今後、浅川町で本格的にこれを軌道に乗せてやっていけるのか、やっていくのか、やっていけない場合はどうするのか、その辺についての見通しをひとつ説明してください。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 昨年度から試運行が始まりました。ことし2年目ということで、昨年度は2つのルート、ことしについては消防団6区域ということで、町全域として5月からやったところでございます。人数につきましては、まだ今の時点では少ないんですけども、今後、それらの推移を見守りながら、31年度の予算に計上するかどうか、さらにはその辺を検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番。

○8番（田中重忠君） いや、答弁漏れ。今後の見通しと、実際にやっていくことについての見通しを答弁してくれないとだめです。

○議長（円谷忠吉君） どうぞ。

○総務課長（小針紀喜君） 今、申し上げたとおり、去年、ことしの乗車人員等を勘案しながら、来年度の予算に向けて検討したいというふうに考えています。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 私が聞いているのは、来年度の話じゃないんです。今、これ、試運行をやるということは、これから先、浅川町で高齢者、交通弱者、買い物弱者、そういう方々の足を確保するためにどうしたらいいか、これが目的で今、やられているわけでしょう。最終的にそこにはいかななくてはならないわけです。だから、担当者として、今やっている、そういうことで、今後、そういう展開に持っていける見通しは持たれたのかどうなのか。そういう見通しが立たないんだとしたら、別のもっといい方法、何とか知恵を絞って考えなくてはならないでしょう。そういうことで聞いているわけです。国から補助金がきているから、いいわ、いいわということで、やっていますけれども、もともとの目的は、何回も言いますけれども、高齢者、買い物弱者、交通弱者、こういう人たちの足を今後どのように確保していくかということでやっているわけですから、そういうものにきちっと結びついていけない、そういうことを実現できない、そういうことでは困るわけです。その実現についての見通しをお答えくださいということを言っているわけです。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 先ほども申し上げたとおり、去年、ことしが試運行で、それらの乗車の方々、いろいろ、何人乗るか、どこのコースが一番乗るのか、そういうところを調べながら検討してまいりたいなというふうには考えています。

○8番（田中重忠君） いや、議長、答弁……。

○議長（円谷忠吉君） 答弁漏れになっていないよ。答弁しているんだから。

○8番（田中重忠君） いや、違います、議長。議長がそこでそういう仕切りをしたのでは困ります。

○議長（円谷忠吉君） じゃ、言ってください。何ですか、簡潔に。

○8番（田中重忠君） もう一回あるわけですよ。

私は今後、浅川町でそういう巡回バスの運行の見通しは立っているのかどうなのか。ただ、今、やっているのは試運行やっているというだけでしょ。それが実際に浅川町でどのように実施していくのか、そういう見通しは立ったんですか。そのために試運行をやっているんでしょう。試運行が目的じゃないでしょう。目的は、

さっきから何度か言っていますけれども、足を確保することでしょう。担当課長、わからないですか、私の言っていること。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○8番（田中重忠君） ちょっと待って、ちょっと待って。これ、答弁漏れ。

○議長（円谷忠吉君） 答弁漏れでしょう、答弁漏れ、だから、今、町長が答弁するというから、聞いて。

○町長（須藤一夫君） 課長の言っていることが全てだと思うんです。というのは、始まりました、来年のことをどうするんだということです。それは人が乗るか、乗らないかの状況を判断して来年もやりますということなんです。だから、議員の言うことに答えが合わないから、俺はだめだというのはないんです、それは。それは議員は議員の考え、こちらはこちらの考えでやっていますから、そこまでには考えは至っていないといえば、それで答えでしょう。だから、来年のことは来年できちんと考えますと言っているんだもの、それ以上のことは、あと何ですか。私は立派な答弁だと思っています。

○8番（田中重忠君） 議長、答弁漏れ。

○議長（円谷忠吉君） 何ですか。

○8番（田中重忠君） 私が言っているのは、だから、今、試運行をやっているわけです。そのことについて、今までやっている中で、今後、やっていける見通し、本格的に運行できる見通しを持っているのかどうなのか、どのような考えなのか、それを聞いただけです。来年度もやりますとか、そういう話は。だって、そうでしょう。試運行というのは本格的にやるために試しにやっているわけでしょう。それが本格的に運行できないのでは、やっている意味がないわけですよ。町長、全く同じ答弁ですよ。そんなばかげた答弁……。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） そのばかげたという言葉は全く悪い言葉ですよ。

○8番（田中重忠君） ばかげていますよ。私は試運行した結果、本格的にやれるか、やれないか、その見通しを聞いているんですよ。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中君。言葉には気をつけてください。

○8番（田中重忠君） いや、その前に整理してください、ちゃんと答弁を。

○議長（円谷忠吉君） だから、きちんと今、答弁しようとしているんだから、そんなばかげたなんていう言葉は、それはちょっと異常ですから言葉に気をつけてください。注意しておきます。

町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 試運行をやって、そして、その状況を見て継続するかしないかという話であって、来年はじゃ、どうするんだと。それは始めてからは利用者があるか、あるいは今、町は免許返納の制度もやりました。それから、買い物弱者の問題もやりました。必要ならば継続していくことが私の義務でしょう。それを今、何でやめるんだ、来年のことと言われ、だから、それに課長が答えているわけであって、それが理解できないのでは議論したって理解、どこまでいったって、それは終息しないでしょう、それは。だから、私の言っていることを何でいうことを聞かないんだ、俺の言っているようにやれよと言われたって、それはそんなわけにはいかないから、それなりの答えをしているということでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 運行の状況を、まだ5月になって本格的な試運行も日が浅い、こういうこともあって少ない、コースによってはゼロというところもあったり、いろいろあると思います。でも、やっぱりこれは今、来年の問題も話になりましたけれども、始まったからには、これだけの利用者があるということになれば、これはやっぱり改善点をいろいろ検討して、これから運行する、まだ日が浅いわけですから、まだ何となく何をこういうふうに変更すればというような、そういう状況はまだ生まれていないのかなと思うのですが、ただ、今、試運行した中でどういうことが問題になったかということについては、既にもう話し合い、担当課なり総務課の中でもいろいろ話になっておるのではないのかなと、あるいは利用者の声なんかも寄せられているのではないのかなと、こういうふうにするのでありますが、その点、いわゆる問題点は今、どのようにつかみ、どのようなことが問題点なのかということ、今の段階で知り得る改善策、そういうものも含めてお伺いしたいと思います。

確かに1日に6万円余というお金がかかるわけでありますから、冒頭言ったように、そろばん勘定だけではできないような、そういう買い物弱者あるいは車がままならない、あるいはお年寄り、こういう方々のそういう役に立つ巡回バスでありますから、何としても続けてほしいなというふうに思います。これは中島村、そのほか相当な町村で、形はいろいろ変わっても、こういう足を確保するという事業をデマンドバスとか、あるいはデマンドタクシーとか、いろいろそういうことをやっていると思うのでありますが、そういうことの研究なんかも含めて、どういう問題点が浮き彫りになっているのでしょうか。お伺いして、そして、その改善の見通しというんですか、そういうことについてはどういう検討がされたのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 基本的な利用者のきめ細かな要望等を聞いて使いやすくするということが、やっていく中で浮き彫りになってくるのかなと。それには応えなければならないと思っています。それから、地域差もあります。時間差もあります。そういうものをどういうふう利用者のほうの要望に応じて、1日6万ものお金を払うわけですから、そのやはり生きた投資効果がないと困るし、かといって、足をもげられたのでは、これまた利用者はかわる足がないということになりますので、これは試行運転の中から始まる、新しい本格的な運用につなげていければなと思っています。要望はいろいろ、個々の要望は出てくるとは思いますが、だけれども、1件1件回るような、そういう状況はなかなか無理ではありますが、停留所まで出てくる、その道のりさえも大変だというような声も出てきますので、それはやはり時間との協議の中でしっかりと対応してまいりたいと思っております。

ただ、私どもが心配しているのはお金の6万、これはよしとして、今、ご承知のようにバスの運転手は高齢でかわりがないですから、いつバスの運転技術のある人が欠けるかわからない、こういうお話もされております。こういうものになったときには、車があっても運転者がいないということ、こういう危機感もありますので、そういう場合にどうするんだという場合には、いわゆる乗り合いバスのような、ワゴン車のような小さなものを考えの中に入れて、町民の皆さん方の利便と要望に応えるべく、きめ細かい運行の方法をも検討せざるを得ないのかなと。それまではしっかり、始めたばかりのバスの運行事業ですから、改善に改善、要望を聞きながら、皆さんに喜んで利用していただけるような運行の方法をしっかりと定着するまで考えていきたい、そのように思っていますので、皆さん方にもひとつご協力をいただきたい。

以上であります。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） わかりました。町長の言うとおりの、そういう社会的な弱者、そういう人々の足を確保するという点では、私はぜひとも今後も続けてほしいというふうに思います。

そこで、このバスの、いわゆる町長も言いましたけれども、例えば、地域的に遠い、停留所まで出てくるのが大変だという、そういう人もかなり多くいるのではないのかなと。こういうことについて、私も回って歩いて、田中議員も挙げておりましたけれども、畑田の上から下まで、花畑まで出てくる、これがやっぱり大変だと、こういうふうなことで、とてもあれは夢物語ではないよな、年寄りですから夢物語と、私は何を言うのかなと思ったんですが、そういう考えを持っている人もおります。

また、役場の停留所というんですか、役場で乗るのには、町で用足しをして乗るのには、やっぱり一番役場に何というんですか、集まるというのがこのバスの基本的なことです。やっぱり何人かでも雨の日も片寄せ合ってバスを待つ、そういうところが必要なのではないのかな、こういうことも話になりました。

それから、この乗り合いバスと同時に歩行困難な車椅子の方々や障害者の方々、こういう人々の足を確保するという点で、タクシー券の交付なんか補助事業なんかやっているわけではありますが、このバスに乗れるような、そういうことも今後ぜひ検討してほしいなど、こういうふうに思うのでありますが、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） いろいろな足の確保ということであったかと思うんですけれども、確かに地域によっては停留所まで遠いところもあろうかと思えます。先ほど一つの例としまして出ました畑田地区については、平成29年度は花畑のみだったんですけれども、30年度については集会所まで行って、あそこで回れるということで、集会所まで行くような形にはしました。ただ、全ての部落くまなくというのは、ちょっと厳しいのかなというふうに考えております。

また、バスの停留所の何というんですか、雨が降った場合とかということでございますけれども、本来であれば、そういうバス停があればよろしいでしょうけれども、そこまではちょっと経費の面でも難しいのかなというふうに考えています。

また、歩行困難者の関係でございますけれども、バスを乗る場合については全て介助をしたりとか、介添え人も必要になることから、こちらについては厳しいものと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順3、8番、田中重忠君、（4）移動販売車の運行についての質問を許します。

8番、田中重忠君。

〔8番 田中重忠君起立〕

○8番（田中重忠君） 移動販売車の運行について質問いたします。

町内高齢者の交通、買い物弱者を対象にした移動販売車については、昨年の議会、町長答弁で平成30年3月末から実施予定と説明されましたが、現在、まだ実施に至っていないようです。一日も早い実施を多くの町民

が待ち望んでおります。しかし、この移動販売車の実施については全く初めてのことであり、さまざまな困難が予想されます。実施に向けては、既に実施している先進市町村の事例などを十分に検証し、真に浅川町民に有効な事業実施を願っているところであります。

以上を踏まえ、次の点についてお聞きしたいと思います。

1つ、移動販売車運行の目的と取り組みの内容について。

2、平成30年3月末から実施すると答弁していたが、いつ実施できるのか。

3、移動販売車の運営について、内容の詳細をお聞きしたい。

4、総務課長、農政商工課長にフランチャイズ（とくし丸）について情報提供したが、どのように検討されたのか。

5、石川町、玉川村、矢吹町、中島村など先進町村の状況をどの程度把握しているのか。

以上についてお聞きをいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1点目については、昨年の12月議会でお答えしたとおり、少子高齢化による買い物弱者への対応であります。

以降については、担当課長よりお答えをいたします。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） お答えいたします。

2点目につきましては、今月5日に運行を始めたところでございます。

3点目につきましては、現在のところ、各地区で実施しているサロンの場の訪問と、宅配を希望する方を取りまとめ、その方々への訪問を実施する考えでございます。

4点目につきましては、この事業者の販売代行による運営方法などを参考とさせていただきました。

5点目につきましては、このフランチャイズが運行している町村に問い合わせたところ、行政とのかかわりはないとのことでございました。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） そうすると、まず第1点で、目的というのを移動販売車、それから巡回バス、それらについてもお聞きしました。なぜかという、本来の目的から離れていつている、そういう感じがしているから、一つ一つについて事業の目的を聞いているわけです。そのつもりでお答えをいただきたいと思います。

それで、6月5日に運行を始めた。移動販売車の運行を始めたんですね。私、初めて聞きました。

それから、移動販売車の運営についての話であります。サロンの場へ訪問に行くとか、あと一点何でしたか、そういう話です。もうこの辺になってくると、移動販売車運行の目的からそれていると私は思います。そもそも移動販売車がなぜ運行するというのが今、必要になっているかという、買い物に行きたいんだけど買い物にも行けない、そういう人たちのために移動販売車を回して、そして、利便を図ろうと、こういうことだと思ふんです。サロンの場に集まった人とか、そういうところへ行くためではないので、それがそちらの方向に行くと方向性が違ってくるのかなというふうな気がします。

それで、この移動販売について私もホームページ等でいろいろ調べてみたんですが、町の商工会にハンバーガーカーというのがあります。これも町が関係して補助金出してやっているんです。要するにイベント対応の移動販売車、それから、生活対応の移動販売車、こういうふうに分けられると思うんです。浅川町で今、町民の皆さんから必要にされているのは生活対応の移動販売車だと思うんです。そこのところを方向性を間違ってしまうと、大してやってもやらなくても、余り関係ないような、そんな事業になってしまうと思うんです。その点について認識を伺いたいと思います。

それから、石川町、玉川村、矢吹町、中島、これらは行政とはかかわりを持っていないということでありま。これは実際にそうなんですかね、全くかかわりが無い、勝手に業者がやっているという答弁でありますから。これはとくし丸の関係ですと、この辺を回っているのは8号車、鏡石の車なんです。月曜日と水曜日は玉川村と石川町、それから、水曜日と土曜日が鏡石、矢吹、中島、白河、泉崎ということです。ですから、これを聞いて思いませんか。要するに、何もこういう形でやっていくような業者さんがいたら、町が全く何にも経験も情報もない中で、無理して移動販売車の運行をする必要がありますか。そうでしょう。恐らく町がやったほうが、大変予算的には高上りになるはずなんです。ですから、その辺も含めて、うまくいくように検討していただきたいと、そういうことで私は情報を提供したわけでありま。

それから、今回質問するに当たって、再度移動販売の状況についてインターネットでそっちこちのやつを見ました。ただ、浅川町みたいな取り組みの仕方というのはやっていないと思うんです。それから、最近、特に注目されるのはセブンイレブン、ローソンと、ああいふコンビニが直接乗り込んできて、電話で注文をもらって、そして届けると、こういうことも始められています。ですから、考えようによっては、この辺のところをもっと発展的に一般化してくると、行政や何か苦勞して移動販売車を運行する必要がなくなるかもしれない。そういうことも含めて、やっぱりもっとしっかり検討してほしいんです。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 移動販売の目的、今後の方向性等につきましては、今、おただしのように、まずはサロンの場に今月5日からお伺いしております。先ほど答弁したんですけれども、サロンの場もそうですが、今後は宅配を希望する方、交通弱者の方等、買い物弱者等の方で希望する方を取りまとめて、その方々に庭先まで訪問して販売するような考えで対応したいと考えております。地域包括支援センターの方々ともいろいろ協議を重ねて情報等もいただきながら、そのような形で進めていきたいと考えております。

それから、情報をいただきましたフランチャイズの件ですが、あくまでもやはり商業ベースのほうでやっているようで、各町村との行政とのかかわりはないようでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） こういう質問を何回してもなかなか難しいのかなという気がします。ただ、認識だけを変えてほしいということで申し上げている。今、宅配希望者を募ってというふうにありました。実際問題、対応できるんですか。それこそ行政がすっかりいろいろ面倒を見ていかななくてはならないような体制になってしまうと思うんです。できるならば民間と提携するなり、民間なら民間だけでやってもらえるものだったら、町が若干の補助金を出してやると。そして、かわってやってもらう。むしろそのほうが効率がいいわけです。

考え方がそこにはないで、何でもかんでも町が中心になってやればいいみたいな形で、いろいろバス運行とか何とか組み立てますけれども、私はこの辺は本当、申しわけないですけども、余り成功はしない。成功しないという意味はどういう意味かという、町民の皆さんが望んでいるような形での事業としては恐らくできないだろうと。町民の皆さんが希望する、町民の皆さんが喜んでくれる、そういう事業にしなければ何もならないわけです。そのことを申し上げて、この辺で終わります。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（５）介護保険特養施設の入所についての質問を許します。

８番、田中重忠君。

〔８番 田中重忠君起立〕

○８番（田中重忠君） 介護保険特養施設の入所について質問をいたします。

特養施設への入所については、これまでもこの議会で何度も取り上げられ、現在も施設入所希望者の人数は年々増加し続けています。

しかし、これまでの説明、答弁では、その実態が容易に理解できていませんでした。

まず、現在の入所希望者は複数の施設に入所申し込みできることになっていますが、石川地方浅川町では、その入所希望施設のほとんどが石川福祉会の各施設になっているようであります。石川福祉会は５つの施設の窓口であり、複数の施設としてカウントしても実質的には１つの窓口であります。実際には入所施設の窓口は広がってまいりません。石川郡、東白川郡、白河、西白河郡、須賀川市等には数多くの民間養護施設があり、その中には入所可能な空き施設もあります。そうした施設への入所に道を開き待機者の入所の要望に応えるためには、浅川町と石川福祉会、包括支援センター、ケアマネジャーの連携により、施設入所希望者への入所可能施設の紹介をしてやるのが最も有効な手段、方法ではないかと思えます。

浅川町の介護保険は浅川町が町民被保険者から保険料を集めて、介護サービス、介護支援、施設介護入所を進め、そのサービス料等は浅川町介護保険会計から支払われています。被保険者のサービス利用については町包括支援センター、ケアマネジャー等により計画され、施設利用については石川福祉会等施設の判定委員会で判定されるはずであります。被保険者に対する介護支援、介護サービス等は社会福祉協議会や各施設等で行われますが、施設入所については被保険者自身が施設を選定して申し込むことになっています。町と包括支援センター等は現在、この入所施設の紹介を石川福祉会以外にはほとんど行っていません。介護保険法では、被保険者の施設入所について町に職務上の義務はありません。これを何とか町と石川福祉会、包括支援センター、ケアマネジャー等で協議、検討し、新たな仕組みを構築して民間施設への入所紹介を行えば、入所待機者は飛躍的に解消されるのではないのでしょうか。

以上を踏まえ、次の点についてお聞きいたします。

- １、浅川町介護保険被保険者総数と特養施設入所者数について。
- ２、第１号被保険者の石川福祉会特老施設以外の施設への入所者数について。
- ３、施設入所予定町民で順番待ち、空き待ちで入所できない町民は現在、何名いるのか。

町、包括支援センター、ケアマネジャーによる施設入所選択支援について。

- ５つ目に、町、石川福祉会、包括支援センター等で入所待機者をなくすための具体的な支援はできないか。

以上、５点についてご答弁いただきたいと思えます。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1 点目の介護保険被保険者総数は4月1日現在で2,034人、特養施設入所者数は42名となっております。

2 点目の第1号被保険者で、石川福祉会特老施設以外の施設の入所者数は7名となっております。

3 点目から5 点目までは、担当課長よりお答えをいたします。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 3 点目からですが、3 点目の施設入所予定町民で順番待ち、空き待ちで入所できない町民は現在何人いるのかということではありますが、1 点目、2 点目の質問の趣旨からであれば、介護老人福祉施設、いわゆる特老です、その特老である石川福祉会のさぎそう、それから、さくら荘などへの入所資格を有する人数ということでしょうか。

4 月1日現在では、これら施設への入所条件を備える要介護3から5の人数が一応144名おります。そのうち石川福祉会の介護老人福祉施設への入所者が42名、それ以外の施設への入所者が7名となっております。既に49名の施設入所者がおりますが、144名から49名を差し引いた残りの95名が入所待ちの人数ということができるかもしれません。その他施設の他町村については、若干少数ということですが、人数をつかむことができませんでした。ただし、ご承知のとおり、質問の内容で説明があったとおり、入所施設について被保険者が独自に選定して申し込みをすることになっていますので、全ての方が入所を希望して、いずれかの施設申し込みをしているわけではありませんが、別の見方をすれば、入所条件の要介護3以上の認定を受けた待機者あるいは入所予定者と例えることができるかもしれません。

以上、1 点目、2 点目を踏まえた数字としてお答えいたしました。

4 点目ですが、町は認定調査により介護認定を行い、それぞれの介護認定に従い、要支援1、2であれば地域包括センターで、要介護3から5であれば社会福祉協議会の介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーにより要介護、それから要支援の状態にある高齢者やその家族の相談に応じて、その心身の状況に応じた適切な介護サービスの利用ができるように介護サービス計画、いわゆるケアプランですが、これを作成して町や居宅サービス事業者、それから介護施設との連絡調整を行っています。これがケアマネジャーの役割です。

町では直接介護サービスの基本となるケアプランを作成していないために、先ほどおっしゃったように、施設入所の選択の支援を行っているのかといえば、そうとは言い切れませんが、介護法で定める介護サービスに関しての指導は行っているものと考えております。介護支援専門員の方に直接伺いましたが、被保険者が希望する施設の紹介、それから近隣の施設はもとより、他町村でも被保険者の求める施設の状況を調査して、または直接橋渡しを行っているものです。

5 点目ですが、介護老人福祉施設の入所は介護利用者が自宅での介護サービスを受けることが困難な状況にあり、常に介護が必要な人が利用するサービス、施設です。石川管内で見てもその施設の待機者が多いということは、施設の不足ということとは否定できない事実であろうかと思えます。

国では、施設利用が必要な、そういった状況になる前に予防介護に重点を置いて、できる限り長く健康で自立した生活が送れるようにということで、今は総合事業ということで介護予防とか、生活支援サービスの事業を前面に進めております。

ご質問にありましたように、直接的にこれから介入して、要するに施設の選択とか、選別を行うというのはやったことがない事業であります。今後は、これは総合事業を含めて、町、それから石川福祉会及び地域包括センターの連携を密にして、入所待機者削減のための仕組み等の構築の検討、そういった形で事業の検討をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） この問題はなかなか難しい問題でありまして、私も今回、何でもこういうような形の質問をしましたかという、今までは待機者は何名ですかというといと三百十何名、浅川町の待機者が50名という形で、要するに石川福祉会に申し込んだ人たちだけをカウントして答弁されていたんです。一方、この町議会の中の一般質問でも町長答弁で、もう町は石川福祉会とは関係なくて、石川福祉会が独自でこれからやっていくんだというような答弁もありました。

まず1つは、私も、今回、この質問をするに当たって、県の担当者のハナズミさんという方、その方にいろいろご指導いただきました。それで、その中ではっきりしたことは、介護保険の設置主体者は町であるということです。町が保険料を徴収して、そして、包括支援センター、それからケアマネジャー、その辺、先ほど担当課長が説明したような、そうした手続をもっているいろんなサービスをやっているわけです。町がそのサービス料を支払っている。それで、担当課長の答弁でもありましたが、現在、入所者を減らすために予防介護ということで、予防介護に力を入れていると。ここで、ちょっとかかわりがあるんですが、予防介護のためには、施設に入らないで介護サービスを受けるということです。そこにはサービス料金が発生して、それはサービス利用料の10%を利用者が払うことになっている。それで、きのう、私が提案しました軽減対策条例を制定して対応してくださいというのは、その10%のサービス料の一部、半分を町が負担する、こういう政策でありました。これをぜひ実行してくださいと。要するに入所者を減らすために予防介護をやる、予防介護を受ける人がふえれば、それだけ利用者の負担がふえるということでもありますから、積極的に町がやっぱり取り組んでいただきたいというふうに思うのであります。

それで、今回のこの質問でぜひご理解いただきたいのは、そうした町には保険料を徴収すること、それから包括支援センター等で介護サービスをしていくこと、それから、さまざまなサービスをするわけですが、入所サービスの部分の入所については、保険者である町が責任を持ってそこまでやるという形にはなっていないのだそうであります。ですから、待機者何名ですかというといと10人、20人、30人と人数は出るけれども、そこから町は現在のところ何もできない、していないという状況であります。これを何とか入所待機者を減らすために具体的な支援、そのことについて施設入所選択支援ということで私はよんでいます。これを保険者である町と石川福祉会、包括支援センター、それからケアマネジャー、これらの方々、そして、石川地方のそれぞれの部署の方々で十分に検討して、そして入所選択支援まで。入所までさせてやれば待機者は減るわけです。ですから、そういうことで、ぜひ空き待ちで苦労しておられる、そういう方々のためにそういう方向でひとつ検討をしていただけないか、そういうふうに思うわけでありまして。これについて町長、ひとつ認識をお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長。

○8番（田中重忠君） いや、町長に。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 理解できないんですが、1つは町がその中に入って入所の紹介をするということは、現在の包括支援センター等々の仕組みの中ではちょっと無理な話だと思います。

それから、入所させることは簡単ですが、あきがなければ入所できませんから、この辺の振り分けをどうするかは、やはりそれは包括支援センターあるいはケアマネジャー等々の皆さん方のいわゆる審査によつての振り分けだと思いますし、今、私どもは福祉会とは一線を引いておりますので、ただ、助言をしたり、要望をしたりすることはできますけれども、入所者を町が選んで入所のお願いをする新たな仕組みをつくれということについては、私はここで、ああ、そうですかという一存ではできかねると思いますので、お答えをしておきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 町長の今の答弁でよろしいんだと思うんです。要するに、入所を町が支援するといっても、それはさっき言った町と石川福祉会と包括支援センターとケアマネジャー等で協議して、そして、仕組みをつくって、その中で入所待ちをしている、そういう人たちのために民間の空き施設の調査をしたり、そこへ紹介をしたりという形で減らして欲しいと。そういうふうな方法でぜひ検討してほしいと、こういうことでありますので、これは町長の一存でも、担当者の一存でも決定できる話ではなくて、そういう方向でぜひ関係者で協議をしていただきたいと、こういうことで要望しておきたいということです。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 答弁はいいんですか。

○8番（田中重忠君） いいです。

○議長（円谷忠吉君） ここで昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時00分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質問順4、9番、上野信直君、（2）モニタリングポスト撤去方針に対する認識と町内の放射能汚染状況はの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 簡潔に4点、伺いたいと思います。

1点目です。国の原子力規制委員会は3月20日、東京電力福島第一原発の事故に伴って設置したモニタリングポスト約2,400台を2020年度末までに撤去することを決めました。これに対して町民からは、「あの数値があるから安心できる」とか、「廃炉作業中に何かあったらまた放射能がまき散らされる、廃炉が完了するまで置くべきだ」など存置を求める声が上がっています。原子力規制委員会は要望があれば柔軟に対応するとして

おり、町長の考えが大事になってくると思いますが、町長はこの撤去方針をどのように考えているのか伺います。

2点目です。町内の放射能の状況について、現在町は調査を行っているのでしょうか。行っていけば、調査の内容と結果を伺いたいと思います。

3点目です。一般的に線量が高いといわれる側溝の泥、ため池等の泥、山林について、浅川町の状況はどうなっているのか伺います。

4点目です。町内に幾つもあった汚染堆肥、稲わらの処分はどのようになったのか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1点目につきましては、廃炉が完了していない状況であり、安全・安心を優先に慎重に対処したいと思っておりますが、先般、振興局長からもこの旨の撤去の話がありました。私は絶対だめということを申し上げてきました。

2点目につきましては、国による調査は継続的に実施されております。調査及び結果は担当課長より答弁をいたします。

3点目につきましては、担当課長より答弁をいたします。

4点目につきましては、汚染堆肥、稲わらは来年の夏ごろまでには処分できる見込みであると伺っております。

○議長（円谷忠吉君） 住民課長、江田豊寿君。

○住民課長（江田豊寿君） それでは、2点目について説明申し上げます。

調査につきましては、モニタリングポスト線量測定におきまして町内16カ所を日々測定しております。近日の測定線量は、全ての調査地点において0.10マイクロシーベルト以下でございます。最大値では0.09マイクロシーベルトでございました。これらのモニタリングポスト以外にも年に1回、町内36カ所の特定地点における放射線量を測定しております。測定線量の結果については、最大値で0.11マイクロシーベルト以下というふうな状況となっております。結果としまして、全町内における全ての測定値については0.11マイクロシーベルト以下となっている状況でございます。

また、町の調査については、今申し上げた調査については国・県のほうの実施しております線量でございまして、町独自の調査につきましてはサーベイメーターを利用しまして、過去に平成25年、平成27年、平成28年に3回を実施しました。その中において、これらの測定値については正確に測定できるものではなく、大ざっぱにはなるわけなんです。結果的な数値はいずれも0.2マイクロシーベルト以下という数値となっております。

状況については以上のとおりです。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 3点目の側溝に泥についての状況はというご質問ですが、道路側溝の堆砂につきましては、過去の側溝清掃作業時に搬出した土砂の放射能濃度測定を3カ所ほど行っております。いずれも1キログラム当たり8,000ベクレル以下と、通常の廃棄物で処分できる基準値以下の結果となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 同じく3点目のため池のことですが、県がモニタリング調査を平成25年度5カ所、平成26年度10カ所、そのうち5カ所については25年度と同じですが、モニタリング調査を実施しました。その結果はいずれも最大値で空間線量は毎時0.15マイクロシーベルト、泥の放射性物質濃度は1キログラム当たり4,600ベクレルでした。なお、水の放射性物質濃度については全て1リットル当たり1ベクレル未満となっております。

それから、山林についてですが、山林については平成28年度に実施しました旧山白石財産区付近のふくしま森林再生事業年度別計画の中で空間線量を調査しております。全部で21点測定しまして最大値は毎時0.1マイクロシーベルトとなっている状況です。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 私は、1点目が一番聞きたかったんですけども、状況としては廃炉が完了していないので、絶対にだめだという姿勢だということで、私としては大変安心をいたしました。

2点目、3点目については全体的に下がっているということで、規定の基準を超えるような状況ではないという状況だということですね、わかりました。

4点目の汚染稲わら、堆肥等の処分については来年の夏ごろまでには処分ができる見通しだということでありまして、これについてももう少し具体的に説明をお願いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 汚染堆肥、稲わら等についてですが、昨年の3月だと思いますけれども、川内村と田村市に接するところに東京電力の敷地がありまして、そこに減容化施設が稼働しております。そこに県中、県南、いわき、会津等の保管してある農林業系の廃棄物をそこで処理するというようになっており、来年の夏ごろまでには全てそこで処分するというようなことで、28年の9月にはその準備段階として現地調査もいただいておりますので、来年夏までには全て処分される見通しとなっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○9番（上野信直君） はい、いいです。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（3）国保税の滞納者に対する機械的な短期保険証発行はやめるべきではないかの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 3点伺います。

1点目です。3月議会で国保会計の審議の際にも質問しましたが、県がまとめた県内市町村の被保険者資格証明者等交付状況等（平成29年6月1日現在）、これによると浅川町は国保税の滞納世帯が79世帯、短期保険証の交付世帯が77世帯、資格証明書の交付世帯が2世帯となっており、滞納世帯全てに短期証か資格証を発行

するというペナルティーを課している、こういう対応をしているというふうになっております。3月議会で質疑をした際、この県の統計が間違っているという答えは明確にはありませんでした。そこで、改めてこの県の統計は誤っているのかどうか伺うとともに、誤っているのであれば平成29年6月1日時点の状況はどうだったのか、答弁を求めたいと思います。

2点目です。3月議会の質疑の中で1年以上の滞納者には短期証を発行している旨の答弁がありました。しかし、例えば病気やけがで働けず滞納してしまった人に1年以内に全て全額払えというのは酷ではないでしょうか。町長初め、税務課長、保健福祉課長はこれまで滞納者には事情を十分考慮して血の通った対応をしていると言ってきましたけれども、これはその答えに全く反する機械的な対応であります。今後、たとえ滞納期間が1年を超えても機械的に短期証を出さないように改めるべきではないでしょうか、伺いたいと思います。

3点目です。平成21年にできた浅川町国民健康保険税減免規則では、納税義務者の収入が著しく減少したり長期入院などで生活が困難になったときは、本人の申請に基づいて町長は今後納期が来る国保税を減免できると規定しています。そこで質問ですが、町は国保税の滞納者に対し納税相談の際、この申請減免の制度があることを説明しているのでしょうか。これまでの納税相談で町が滞納者にこの制度を説明し、滞納者が申請の手続をしたケースは何件あるのか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えいたします。

1点目につきましては担当課長よりお答えをいたします。

2点目でありますが、1年以上の滞納者にはやむを得ず短期証を発行している経過があります。これは納税相談の機会を授けるという意味合いもありますが、今後はできるだけ個々の事情を考慮して慎重な対応を図りたいと思います。

3点目につきましては、減免の対象となるのは、現在その他特別な事情が有する者、生活のための補助を受けている者となっております。全ての滞納者への説明はしておりません。相談は平成28年度以降6件ほどあります。説明し申請書をお渡ししますが、説明の段階で該当されない方、相談者の何らかの事情によりほとんどが申請まで至っておりませんでした。申請は1件ありましたが、申請内容について検討した結果、該当しないとされたものが1件ありました。1点目は担当課長よりお答えをいたします。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） それでは、1点目についてご説明申し上げたいと思います。

被保険者資格証明書等の交付状況等について、いわゆる県の数字が間違っていたのかという点でございますが、3月の議会での議事録等も確認いたしました。その中で、ちょっと非常に申し上げにくいことなんですけれども、実際この帳票、うちのほうから出ていった調査票も私、確認しました。

その中で、6月1日という期日を指定しております。これはどういった日付かといいますと、現年度の出納整理期間が終わりまして、新たな滞納者が出る基準日になります。その基準日に新たな滞納者プラス過年度の滞納者全てに資格証及び短期証を交付するというのは多分あり得ないことでありまして、報告してあります79という数字は恐らく取り違えがあったのではないかという解釈をしました。その後5年間の滞納者の数を調べてくれということで求められた経過も踏まえております。ただ、この県の調査に関する調査では、6月1日

現在で既に資格を失っている者、つまり死亡それから転居、それから社会保険への加入とかで資格を失っているのは除くということなので、正確な数字といたしますと、それを除いた数ということのようでした。

私が一応調べた中では、29年の6月1日現在では税務課の調べでは105名でした。といたしますのは、105名ですと今調べたものですから既に滞納がなくなった方は除かれていますので、若干の数字の違いはあると思えますけれども、その前後の数字であると。6月1日ですから新しい新規の滞納者プラス過年度分の滞納者、そのうち過年度分の滞納者の77名に短期証、それから2名に資格証という割合になるのかなというふうに考えております。後で調べた数字もやはり保険証の交付の日を基準日としているという考え方のようで、若干、県に出す書類の報告に、数字に誤りがあったのかなというふうに考えておまして、以降このようなことのないように注意したいというふうに考えております。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず1点目ですが、県の統計表にある数字は事実と違って、調べたら79人ではなくて105人だったと。79人ではなくて105人だったということであれば、滞納者全員に浅川町の短期証とか資格証を発行しているというわけではないということですので、これはこれで安心をしました。わかりました。

2点目、1年以上の方には、滞納者にはやむを得ず短期証を発行してきたけれども、今後は慎重に対応したいという町長の答弁がありました。私、調べましたら、福島県の国保税の滞納世帯で29年の6月1日現在で5万1,000件あるんですね。短期証を発行されている方は8,900件。全体的には17.5%に過ぎないんですよ。ところが浅川町は、もう1年以上滞納した人には何でかんで、もう短期証だよという対応をしているんで、平成28年度は65.4%、29年度は61.4%、こういう全県の平均よりも3倍、4倍近い短期証の発行割合になっているわけですよ。これはやっぱり余にもちょっとひど過ぎると私は思います。

町長は、今後は慎重に対応したいということなので、ぜひ現状、他町村とも比べてみて、その状況、浅川町のちょっと異常な状況をよく見てもらって対応していただきたいというふうに思います。この点は、町長のもう一回答弁を求めたいと思います。

3点目の申請減免については、該当者の方にはお知らせをしているけれども、実際に結果に結びついた方はいない、これは結果は結果でしょうがないお話で、私はこういう制度がありますよというのを紹介してくれていけば、それはそれでいいんです。3点目はわかりました。

2点目だけ答弁をお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 短期証明書の発行の件数が65.4%も、非常に県地域の比率より高いだろうという指摘があります。個々の納税者の内容が実際本当にこの短期証明書でなければならないのか、もう一度中身を精査して検討を加えたいというふうに思っています。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 中身を精査して、よろしくお願ひしたいと思います。誰が見たってこの人に1年分まとめて払えというのは酷だというような方に対して短期証を発行したって収納率が上がるわけないんですから、その点はやはり血の通った対応をお願ひしたいということをお願ひして終わります。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（４）小中学校の先生方の多忙化問題の実態と解消に向けた取り組みを伺うの質問を許します。

９番、上野信直君。

〔９番 上野信直君起立〕

○９番（上野信直君） 先生方の多忙化、すなわち長時間過密労働が問題になって久しいところでありますけれども、先生方の健康を守り、子供たちをしっかりと見てもらうためにこの問題の解決は極めて重要だと思います。以下、簡潔に３点伺いたいと思います。

１点目に、多忙化問題に対する認識を伺いたいと思います。

２点目ですが、町内の学校における先生方の多忙化の実態はどのようになっているか伺います。

３点目です。多忙化を解消するためにどのような取り組みを行っているのか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 学校教育関係でありますので、教育長より答弁をいたします。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、内田賢寿君。

○教育長（内田賢寿君） お答えいたします。

１点目につきましては、勤務時間が大きな課題となっており、教員が生徒と向き合う時間の確保、学校のチーム力や教員の指導力向上を図るため、長時間勤務の改善に取り組んでいくことが大切であると認識しております。県教育委員会におきましては、教職員多忙化解消アクションプラン等を作成し、解消に向けて取り組んでおり、町教育委員会におきましても、それらをもとに各小中学校へ指導をして取り組みを行っております。

２点目につきましては、先ほど申し上げました県教育委員会の発行の教職員多忙化解消アクションプランの中において、時間外勤務時間が１カ月４５時間以下を目標としております。各小中学校におきましては、毎月時間外勤務時間の一覧を提出させております。中には多忙な月もありますが、平均しますと１カ月４５時間を下回っております。

３点目につきましては、具体的に時間外勤務削減の取り組みとしましては、出退勤時間管理の活用によりまして、自身の時間外勤務の把握と削減意識の啓蒙、部活動休養日の設定、ノー残業デーの制定、学校授業協働連携による事務負担軽減や多忙化解消のための各種研究、校内で職務内容の整理などを行っており、今後も引き続き多忙化解消のための取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ９番、上野信直君。

○９番（上野信直君） 中央教育審議会も昨年の１２月２２日に学校における働き方改革についての中間まとめというのを発表して、教員が負担している業務の思い切った整理、削減、これをなすべきだということを提言しておりますが、こういう取り組みは具体的になされているのかどうか伺いたいと思います。

先生方の多忙化が学校にいる時間を減らすだけで、実際に仕事をうちに持って帰って仕事をしているという状況では、これは多忙化の解消にはならないと思いますので、やはり本来の本当に必要な業務以外は思い切って削るということが、これは極めて重要ではないかというふうに思います。この点について伺いたいと思います。

2点目、根本的には学校の先生方の増員というのがどうしても必要だというふうに思います。実態調査によると、小学校の先生は1日4時間25分授業をしているそうです。政府の答弁によると、小学校の先生が1時間の授業に必要な準備の時間というのは1時間らしいです。ですから、授業のためだけでも8時間50分時間が必要だと、そのほかにさまざまなことをやっているわけですよね。最近は特にいじめの問題、不登校の問題、子供の貧困の問題、発達障害等の増加などへの対応の取り組み、こうしたこともさまざま求められている中で、今の先生の数ではとてもやっていけないはずがないというふうに私は思うんですが、やはりその教員の増加、これは強く求めていくべきだろうというふうに思うんですけども、この点についてはどのように対応されているのか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、内田賢寿君。

○教育長（内田賢寿君） 整理、削減ということでは、まず各学校事務の内容につきまして、本当に子供にとって必要なものかということを経理先生を中心にして全職員で意識的に考えていくということが一番大切なことかと考えています。どうしても今までの流れの中において、これをしなければならぬとか去年はこれをやったとか、そういうところは継続しています。そこで、まず教職員の意識としまして、本当にこの業務が必要なのかということの徹底的な検討、施行ということが一番大切なことと考えています。そういう中で、学習指導計画を作成する場合の簡素化とか、さらには土日に行っていますPTA学年行事は、これを削除するなど、それからノー残業デーを設定するとか、形としましてはそういうようなことで取り組んでおります。

また、中学校におきましての部活動も週1回は今のところ休みにしております。さらにその時間を2時間に制限していくというようなことで今努力しているところでもございます。その他はそのようなところで、各学校で校長先生を中心としまして本当に教員のその時間削減もさることながら、そういう教育の質の向上を保ちながらもそういうより短い時間の中で効率的に指導していくということで研究に取り組んでおります。

あと、その教員の増員につきましては、これは浅川町としては県教委ですか、にお願いするしかないんですけども、町としては、その特別支援を初めとしまして各学校に支援員を配置ということで、各学校1名ではございますが、行っております。それから、ことしになりましてボランティア活動としまして部活動におきましても指導の補助というようなことで地域の方にお願いして、これもそういう手助けになるようなことで行っております。

以上で終わります。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） おおむねわかりました。

町としても教師の多忙化解消、しっかりと子供に向き合うためにいろいろと今、研究をしているというところだということで理解をいたしました。

2点目の先生方の増員については、基本的には、これはここでお尋ねするような話ではないのかなというふうに思いました。基本的には国のほうで増員の予算をつけないためにやむなく町として支援員を配置をしていると、こういう状況にあるというふうにこれは理解してよろしいですか。

○議長（円谷忠吉君） いいですか、答弁。

○9番（上野信直君） お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、内田賢寿君。

○教育長（内田賢寿君） 教員の増員につきましては、おっしゃるとおりだと思います。

以上です。

○9番（上野信直君） わかりました。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（5）地域住民ではできない生活排水路の清掃は町が毎年行うべきではないかの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 以前の議会で質問したこともある問題を含めて3点伺いたいと思います。

1点目です。生活排水路の清掃については、地域や行政区の要請を受けて町も行ってきたところであります。そこで、今後も地域から要望があれば、全て町が対応するのかどうか伺います。側溝のふたを開くところから掃除後の泥の処理までで地域の皆さんにお願いするところと町がやるところの区別はあるののかもこの際伺っておきたいと思います。

2点目は個別の事案ですが、以前にも質問しました大明塚地内のJR水郡線の新道踏切から大同踏切間の鉄道沿いの生活排水路、この側溝の清掃について、これは両側から伸びる雑草が側溝に入って流れが悪くなってヘドロがたまって、ボウフラなどの発生や悪臭の原因になっているということで、毎年清掃が必要になっています。鉄道沿線という特殊性のため地域では町に清掃をお願いし、町管理の部分は町で、JR管理の部分は町がJRにお願いをしてなされております。これは毎年のことですので、地域の要望を待たずとも、もう一定の時期が来たらばやるように、しっかりと位置づけるべきではないでしょうか。その点を伺いたいと思います。

3点目です。これも以前質問しましたが、里白石宿裏地内の基盤整備前は、社川の右岸部に当たるところに設置された生活排水路は基盤整備の際にコンクリ側溝で設置されたものの、現在は泥などが堆積して不衛生な土側溝のような状況になっております。場所及び状況からして付近の住民では対処は無理だと思いますので、町できれいにすべきではないでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1点目につきましては、地域の皆さんにお願いするところと町が実施する区別は別にいたしてはおりません。要望箇所については、行政区長さんと協議を行い、基本的には町で実施をしております。

2点目につきましては、町管理の排水路についてはJRとの協議が必要であり、保安要員の配置が条件となるため毎年実施することは困難かと考えて、実施することは難しく、考えてはおりません。今後も堆砂等の状況を見ながら対応を図りたいと考えています。

3点目については、地元行政区長と協議をしながら対応を検討してまいりたいと思いますが、量の問題等がある場合には業者の依頼が必要かなという状況であります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目はわかりました。基本的に町がやるということだったと思います。

2点目、JRの沿線の部分ですけれども、毎年やることは困難なので、今後状況を見ながら適宜やりたいということのようでありました。しかし、この雑草が伸びて側溝が詰まって不衛生になるというのは毎年のごたごたなんです。ですから、地域の方としては毎年やってもらいたい。一番いいのは雑草が側溝に入らないような対応ができれば一番いいわけです。ところが、そういうのがなされていないので、線路側からも線路の外側からも雑草が覆いかぶさって、それが入って流れが悪くなって詰まる、こういうのが毎年起こっているんですね。ですから、毎年やることは困難とは言わないで、確かに保安員の配置をしたり何だりというJR沿線の特殊性というのはあるんですけれども、そういうことは言わないで町民の生活排水路でありますから町がきちんと責任を持って、毎年不衛生にならないような対応をするということをぜひやっていただきたいということを申し上げたいと思うんですが、再度伺います。3点目については区長さん、すみません、3点目お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 3点目においては、現場を確認して人的作業でできるならばよろしいと思うんですが、場合によっては業者をお願いしてやるような事業になるかもしれませんということを申し上げましたので、よく担当課長に現場を見てはいるんですが、改めて指摘でありますので、確認をさせて対応する、そのときには区長さんとの対応をしたいなということでもあります。

それから、つけ加えますが、JRの例の敷地のところですね、御承知のように鉄道周りの道路の舗装なりあるいは工事なり、これは全くJRが厳しいんでね、そのことによって誰がやってもいいんじゃないんで、JRの指定業者じゃないと立ち入ることができないなどという、極めて厳しい条件を課せられますので、担当課長からよく、やるとすればJRと協議の上、トラブルのないように事を進めていかなければならないかなと、ただ、ご指摘されたことは、よく賜っておきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 2点目ですが、やるとすればJRと協議の上ということで、これはぜひ毎年やっていただきたいと、できるならば住民から改めて要請が来る前に町であの箇所はそういう箇所だ、もうそろそろやる時期じゃないかといって見にいってもらって、やっぱりやらなくちゃだめだというのを把握したならば、JRと協議をしていただいて、住民がわざわざ言わなくても率先してやるというような姿勢で臨んでいただきたいというふうに思うんですが、再度伺いたいと思います。

それから3点目については、現場を見て人的にやるか業者に頼むか、いずれにしろこれは対応するというところで理解してよろしいですか。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 新道踏切から大同踏切までの間の側溝の清掃の件でございますが、大同踏切より棚倉方面に向かって東側、左側の157メートルについては町管理、町で占用させていただいている水路等になっております。それ以外につきましては、JRさんの水路とあとは水路にもなっていないところが混在をしている、そういう状況だと思っております。現況は道路パトロール等でも多少確認はさせていただいておいて、堆砂の土砂については、実際のところそれほどはたまっていないと、こういう状況で、草がほとんど生い茂っていて、その側溝の形状の上かぶさっている、そういう状態は確認をいたしております。

平成28年6月にJRさんと協議をしています。前回の清掃の際ですけれども、その際に毎年の実施をお願い

をしてきたところなんですけれども、JRさんのほうではやっぱり堆砂がないとなかなか実施はできないというところで、毎年の実施は無理だというふうなちょっと話はされております。町のほうといたしましても、堆砂の状況をちょっと確認をしながら、JRに要望をまず、側溝の部分については図っていききたいなというふうに思っています。

それから、生い茂っている草の状況なんですけれども、JRさんの沿線の草の状況を見ていただくとよくわかるかと思うんですけれども、余り刈っていないところが多いので、そういう場所も含めて除草作業のお願いは頻繁にちょっとお願いをしながらということで、JRさんのほうにお願いをしたいというふうに思っています。

それから、里白石の生活排水路の件ですが、現況は確認をしております。かなりの土砂が堆積をして草も生えていて、延長でいえば多分200メートルぐらいはあるかなというふうな水路かなというふうに思っています。町長答弁のとおり、側溝はうちの作業員でやるというふうなそういう状況でもないというふうにはちょっと思っていますので、行政区長さんとあと基盤整備でやった側溝ということで農政課長のほうとも確認をしながら、単年度でちょっとできるのとか、あとはどこまでできるのかというのも含めて、ちょっと検討を図っていききたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（6）縁石などの傷みが激しい両町内旧国道118号の歩道改修の促進をの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 4点伺いたいと思います。

1点目です。両町区内の旧国道118号には、片側に一段高くなった歩道が設置されています。この歩道は現在、縁石の傷みが激しくあちこちで崩れ、歩行する部分には随所に古い排水路清掃用の鉄のふたがあって、段差が生じ、とりわけ高齢者の通行の安全面で問題である上に、寂れた町という印象を抱かせる景観を生み出しています。安全できれいな町になるように改修を促進すべきであります。そこで、改修はどのような計画になっているのか、県道の部分と町道の部分についてそれぞれ伺いたいと思います。

2点目です。県道である浅小付近、旧セブンイレブン前の歩道の改修が行われて、まだそれほどたっていませんが、車の出入りに便利なように高さのない縁石が置かれた場所では、その縁石が幾つもぼろぼろに崩れております。せっかく新しくつくってもらったのにどうということかと通行する人から疑問の声も聞かれています。県に崩れた原因を聞き、改善を求めているのかどうか伺いたいと思います。

3点目です。背戸谷地内内の県道社田浅川線の歩道改修工事が行われています。付近住民や通行する人からはいつまでかかっているのかという声があります。長期にわたる理由と完了の見通しを伺いたいと思います。

4点目です。本町の白山比咩神社御仮殿方面から来て白河信用金庫前交差点の手前、二、三十メートルほどのところに太いポールを立てて浅川駅等の方向を示す大型案内看板が設置をされています。しかし、これは古くなってペンキが剥げ、車をとめてじっくり見ないと何が書いてあるのか読めないほどになっております。関係部署に改善を求めるべきではないでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えをいたします。

1点目につきましては、旧国道118号の荒町地内の改修は、県の事業により今年度から工事を実施する予定となっております。本町地内については来年度から実施予定であります。本町地内の町道部分については、現在の改修予定はありませんが、今後、交付金事業等の整備を図りたいと考えております。

2点目につきましては、県でも現状は把握しております。原因は融雪剤によるコンクリート表面の劣化と思われ、特に自動車の乗り入れ部分が破損しております。補修等が必要な箇所については、速やかに対応する予定となっております。

3点目につきましては、今月末に完成する予定となっております。今回の工事は早期完成を図ることから、平成30年度実施予定分の前倒しによる平成29年度の繰越事業として行っております。現在、施工している区間につきましては、当初の予定どおり早く完成をする見込みであります。

4点目については、改修についての県予算が確保されていない状況と伺っております。町といたしましても、早急に対応が図られるよう改めて要望をいたします。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目ですが、県道部分の歩道の改修については、荒町は今年度から工事をやると。本町の地内は来年度から工事をやると。本町地内だと思うんですけども、県道ではなくて町道部分はありますよね、この部分について、ちょっと私、聞き漏らしたので、その部分についての説明を伺いたいというふうに思います。

それから、2点目の低い縁石のぼろぼろになっている問題は、融雪剤による劣化が原因ではないかというお話ですが、しかし、融雪剤による劣化、それで一々全部そのぼろぼろになってしまったのでは、数年でね、これは何かそういう工事ってあるんですかというふうに思うんです。やはり、私はその製品に問題があったんじゃないかと、そういう点は県としては何も調べないんですか。そういうのも調べないで、同じような製品をまたあそこに置かれたらば、またすぐにぼろぼろな状態になると、こういうふうに思うんですけども、これはここでとやかく言っても始まらないので、そういう疑問も出されましたということを県にお伝えいただきたいというふうに思います。

3点目は、長くかかったのは30年度にやる工事の分を29年度から引き続きずっと前倒しでやったので、ちょっと長くかかったけれども早くできましたと、こういうことだったということですね。それはそれで理解をしました。

4点目の部分は、私もこの看板については全然わかんなかったんですよ、町民の方から言われるまでは。改めて見に行くと、本当だということに気がついたわけですけども、町も県もそういう状況であるというのを共有できたので、認識を共有できたので、速やかな改善を求めて終わりたいというふうに思います。

1点目だけ答弁をいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 1点目の町道は、現在町では考えておりません。何でこういうことになるのか、これご

指摘のように県道社田線の改良に伴って浅川町内にほか改良する部分があるでしょということで、長い間意見交換会の中でお願いをしてやっとここについたと、こういう経過がある。それから社田線長くかかっているんじゃないかと、いつまでちんたらちんたらやっている、ご指摘のとおりだと思います。ですが、ここに至るまでは大変な道のりで、やっとお願いにお願い、県道社田浅川線の工事の意見交換会、要望あるいは県の陳情等々やって、やっとここまで進んで完成の運びになったということでもあります。したがって、国道の荒町線の内容については、この社田線が終わるということで着工していただくという話になりました。

今の縁石の不良品等については、私も疑いは、そういうことになるんですが、その件の製品の質については、改めて今回県との意見交換会もありますから、そのときに話をしておきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 私、1点目の町道部分と言ったのは旧国道118号、あの部分で、旧国道118号は通称バイパスのほうになったんで、県道になった部分と町道になった部分があるんですね。町道になった部分の歩道については、これは町がやる仕事でしょ、歩道の改修というのは。この改修、町の町道になった部分の歩道の改修はどういう計画になっているんですかという質問だったんです。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） ご質問の箇所につきましては、白河信用金庫さんの交差点から北側の町道部分かなというふうに思うんですが、そこにつきましては今のところ改修の計画というのは持っておりません。やるとすれば、今やっている社会資本整備総合交付金事業等のメニューが考えられますが、そういう事業も含めて、今後取り組めるような形で検討を図っていききたいなというふうに思っていました。

もう一点、私のほうからさっきの縁石の話なんですけれども、融雪剤による塩害の話はポップアップ現象というふうに言われているらしくて、コンクリートの表面に融雪剤がついて水が入ると急激な凍結によって表面にクラックが入るらしいんですけれども、そこに水が入って、また凍結してまたそこに水が入ってという現象で、コンクリートの表面が浮き上がってとれてしまうというふうな現象が言われています。あそこの施工場所なんですけれども、小学校の通学路でもあって融雪剤をまめにまいていただいているところかなというふうに思います。県道側の車道部分にも融雪剤をまいている場所で、ちょうど集まってしまふところにコンクリートの製品があって、そこを車が乗り上げて剥がれてしまっているというのが現況なんですけれども、なかなか施工時点でその融雪剤のまく頻度とかもちょっとわからないということで、なかなかそれ想像できなかったのかなというふうには、ちょっと言いわけがましいんですが、なってしまうかなというふうに思うんですけれども、土木事務所さんのほうではそういう箇所があれば、早急に対応しますということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○9番（上野信直君） わかりました。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（7）原発事故のため町が支出した費用は全額東電に賠償させる強い対応をの質問を許します。

9番、上野信直君。

[ 9 番 上野信直君起立 ]

○9番(上野信直君) 町は、現在、東京電力福島第一原発の事故により、町が支出せざるを得なかった費用の賠償を東京電力に請求しています。これまでに上下水道の特別会計分はほぼ賠償がなされましたが、平成25年3月から7月にかけて請求した一般会計分については24件のうち9件が全く賠償されず、1件が一部だけの賠償で、これら10件の合計543万円が支払われておりません。これについて3点伺います。

1点目です。町が払うように東電と年に何回か交渉しているということでしたが、未払いとなっている543万円は今のままで払ってもらえる見込みはあるのかどうか伺います。

2点目です。東電が払わないという理由はどういうものか伺います。

3点目です。町と東電との交渉という方法でちがいが明かなければ、県内の他の町村とも連携し町村会を挙げて原子力損害賠償紛争解決センターに裁判なり紛争解決手続、いわゆるADRを申し立てたり訴訟を起こすなど強い対応を検討すべきではないでしょうか。考えを伺います。

○議長(円谷忠吉君) 町長、須藤一夫君。

○町長(須藤一夫君) お答えします。

1点目については、引き続き未払い分の話し合いを進めているところでございます。今年度については、4月、5月に各1回を行い、未払金解消のため交渉を進めております。

2点目につきましては、原発事故による政府指示等により負担を余儀なくされた費用であることが確認できないためとなっております。

3点につきましては、各町村での請求内容と、さまざまとは思いますが、町村会でADRも含め、話し合いを行いたいと思います。なお、訴訟につきましては費用の面からも厳しい、難しいものと考えております。

以上です。

○議長(円谷忠吉君) 9番、上野信直君。

○9番(上野信直君) 1点目、私がお聞きをしたのは、話し合いを去年も何回もやって、ことしももう2回やったということなんですけれども、話し合いで払ってもらえる見込みがあるのかどうかということなんです、その点についてちょっと明確なお答えがありませんでしたので、再度伺います。

それから2点目は、東京電力がそういうことを言って払わないということでもわかりました。

3点目ですけれども、町村会でADRを含めて話し合いを行いたい、これ石川郡の町村会にとどまらず、ぜひ県の町村会で議題にしてもらいたいと、そういう機会があれば、と思うんです。それで、訴訟もそれぞれ各町村が単独でやったら費用がかかりますので、県の町村会がまとめて、それで一括して請求すると、こういうこともぜひ検討するべきではないのか、このままだと東京電力はそういう、それについては払う義務がないなどと言ってこれは踏み倒す、こういう方向ですから、私たちはその原発事故がなければ、この未払いの543万円だって出さなくて町民のために使えたんですよ。事故があったからそういう支出を余儀なくされたのに払わないというのはほとんどない話でありまして、ですからADRなり訴訟なりを念頭に、ただ個々でやるのではなくて、県全体として、私はこれはもうやるべき時期なのかなというふうに思いますので、その点についてお考えを伺いたいというふうに思います。

○議長(円谷忠吉君) 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 1点目でございますけれども、見込みということでございますけれども、現在、町長答弁のとおり4月、5月それぞれ話し合いをしました。内容については中学校のプールが使えなかったことによりバス移動費用でございます。これについては今現在資料等も添えながら話し合いを続けているところでございます。

2点目でございますけれども、これについては、先ほど町長答弁したとおり、原発事故による政府指示等により負担を余儀なくされた費用であることが確認できないということで、あくまでも立証はできないのではないかということで、支払いができないというような見解でございました。

あと3点目の県の町村会で一括で請求ということでございますけれども、これらについては今後の検討課題かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目は、そのバスの費用についてはどうなるかわからないということでありましたが、2点目、東電は政府の指示によって支出を余儀なくされた分しか払わないよという立場なんですよ、この立場自体がそもそも東電の一方的な主張だと、私たちからすれば原発事故がなければ、全部こんな支出しなくて済んだんですよ。ですから、全額ぜひ請求していただきたいということで、まず町長の認識としてこの残っている543万円、これは何でかんで東電に払ってもらわなくちゃならないというふうに思っているのかどうか、その気持ちをまず1点お聞きをしたいというふうに思います。

東電は都合のいい分を勝手に言いますよ、それは。私も裁判を通じて東電の体質ってよく最近わかってきましたから、本当にいい加減なんです。裁判所はそれに対してそのとおりには言わない。福島地裁もそうだし、全国各地の地裁の判決も基本的に東電が負けるというような流れが続いております。ですから、東電の言うとおり聞いていたら、これはもらえるものもらえないということですので、私はぜひ強い対応をするように、ここだと力が弱いので、まとまって県内の町村会挙げてやってもらったらいんじゃないかなというふうに思っているんですけども、その点についてもう一回、伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 543万円の支出されたものについては、言われたとおり本当に請求していただかないと困るなと思っています。

それから、この集団訴訟になるんだと思うんですが、ご承知のように双葉地方、浪江町も町民にかわって町長が代表者になって東電に月10万円の被災手当を5万円ふやして1人15万円を仲裁に訴えたところがあえなく断られて、そしてそのままになって、それも立ち消えになったという背景がありますので、これ私どもが町村会としてやる足並みがどこまでそろうのかという一つのクエスチョンがあります。というのは、ご承知のように、福島県の原発事故の被害というのは大きくくりで原発立地地帯の町村だけがクローズアップされて、それ以外の中通りとか会津、私どものほうは、もう福島県の町村ではないような扱いさえ受けるんですね。福島県の町村というのは、原発地帯の12町村しかないぐらいのような、そういう扱いさえ現在は、政府からもですよ、そういう受け方をしているんです。というのは、私もそういうことはひしひしといろんな大会なんか行って感じているんですが、福島県の町村というのは被災町村12町村だと、ほかは町村ではないみたいな扱いで、クロー

ズアップされるのもみんなその町村であって、もうあとはどうでもいいのだから、被災町村に対する国の補助事業交付、じゃぶじゃぶと本当にこんな建物をつくって本当に帰還をして、もとどおりにこの町がなるかいというぐらい人のいないところにどんどん投資をしているということですね。

ああいうものをもう少しきちっと福島県の町村のことを考えてきめ細かに分配してくれれば、こんな543万円なんていうのはしたの金は幾らでもくれられると思うんです。そういうものはないところに、私どもの遺憾というよりも何て表現したらいいかわからない。特に、私も福島県の中通り南部なんですが、会津地方の町村に至ってはもっとひどい状況だと思っています。そして自分のあの大水害のときに遭われた只見線の崩壊も全く前に出られないで地元負担ばかりを要求されて開通、あるいは新たな再鉄道の建設に向かって陳情を重ねてもなしのつぶてだというような、非常に条件が複雑になっています。こういうことを少なくとも順序を追えば、石川郡内の町村会でこういう意見についてはどうかという一つを話し合い等を私は話してみたいなと思っています。その後、どうなるかは今ここで断言はできませんので、控えさせていただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（8）町の「くらしの便利帳」は、各種制度改正に合わせて改訂版の発行をの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 2点伺いたいと思います。

1点目です。町民の皆さんから好評な「くらしの便利帳」は、2年前の改訂版発行後、こども園の開園や図書館の開設など、さまざまな制度改正が行われているため、現状に合わない内容がふえています。現状に合うように新たなものを発行すべきではないでしょうか、伺います。

2点目です。内容については、本当に住民の暮らしに役に立つ情報を載せたものにすべきではないかと思います。例えば、住宅太陽光発電装置への補助、住宅リフォーム助成制度、ハチの巣駆除の際の防護服の貸し出し、ハクビシンなど有害鳥獣で困っていたら駆除を町に依頼できることなど、町民の暮らしに役立つ情報をしっかり載せて、本当に町民の役に立つ「くらしの便利帳」にしてもらいたいなというふうに思うんですけれども、考えを伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1点目の新たな「くらしの便利帳」を発行すべきではないかという点ではありますが、現在のものは平成27年度に発行したもので、組織的にも幼稚園、保育所の一体化や図書館の新設など変更が生じており、保健福祉部門以外でも各種制度改正が行われていると思います。現在の制度改正に合わせて改訂版を毎年発行することは難しいかと思いますが、できるだけ最新の情報を発信できるよう発行の頻度について、今後各課連携して検討してまいりたいと思っております。

現況と合わない「くらしの便利帳」はあってはならないと思いますので、再度よく検討していっていきいたいと思っております。

2点目の住民の暮らしに役立つ情報をということですが、改訂版発行の際には、内部においてそのとおり十分に検討し、情報が的確に伝わるような改訂版をしていきたいなと思っているところであります。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 私がこの質問を改めてしようと思ったのは、この2番のハクビシンの絡みなんです。実は、町民の方で天井裏に大きな動物がいるみたいだと、夜中になるとどたどたと走り回っていて、多分ハクビシンじゃないかと言う人がいるということで、役場に相談に来られたんですね。窓口ではいろいろと調べてくれて県の何とか課というところの電話番号を紹介されて、そこに電話したらば全くとんちんかんだったということで、結局自分で業者の方に、駆除業者の方調べて、その方に連絡をして来てもらうことになっているという状況だったんですね。

私の記憶では、たしかハクビシンとかの駆除は町が駆除隊にお願いをしてやっている、無料でやってくれているはずだというふうに思ったんで、農政課に行って確認をしたらば、やっていますということだったんですね。その町民の方のところに行ったらば、ちょうど駆除業者の方がいらっしゃっていて、これから見積りのための調査をするというところだったんですけれども、いや町でただでやってくれるということなので、せっかく来てもらって悪いんだけど、ということでお断わりをして、結局、最終的には町でやってもらったという経験があります。

何でこういうことになったのかなと私、考えたんですよ。窓口の対応が悪かったのかなというふうにも最初は考えたんですけれども、でも、まさか天井裏にいるハクビシンのことを農政課が担当しているというのは、窓口の人も恐らくわからないだろうし、そのほかの課の課長さんもみんなわかっているということではないだろうなというふうに思って、やはりこういうことは広く町民の方にお知らせをするというのが一番いいんじゃないかなというふうに思って、今回この質問をしたわけなんです。

ですから、現在の「くらしの便利帳」を見ると、七十数ページの大変いいものなんですけれども、ただ内容には相当この偏りがあるって、本当に町民の方が知りたいような情報が随分抜けている部分もあるというふうに思いますので、その辺はぜひ精査をして本当に町民の暮らしに役立つ便利帳をなるべく早くつくっていただきたいということを改めてお願いしたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 「くらしの便利帳」、新たなものということなんですけれども、私も中のほう確認してみました。要するに、今言ったような情報なんかは非常に個々の各課のところに乗せるとなかなか見にくい情報なので、よくある冊子にもあるように各課ごとの、例えばQアンドAみたいな、そういうところを工夫して、最終ページに載せて、こういうことはこの担当でみたいな、一般町民が疑問に思っているような疑問、質問をコーナーに集めるようなこと、工夫をすれば、若干わかりやすいのかなということなので、今後、発行の際には、その辺を含めて検討したいというふうに思っています。

27年度に実際これ発行しているんですけれども、一番初めはある職員が発想して、非常にこういうのがあったら便利だということで発想したらしいんですよ。当時はその職員が一生懸命資料を集めて、編成をして初版ができたらしくて、その以降、要するに各課の情報がいっぱいあるので、一番その情報が多い保健課が担当しろということで保健課が担当しているんですけれども、そういったのを含めまして内部の連携が必要ですので、発行についてはもう一度、新たな発行のときには各課連携していろんな形で調査をして意見を聞いたり、課内では今の時代なのでホームページもアップしたらいいんじゃないかという話もありましたので、その辺を検討

しながら、作成のほうは検討したいと思います。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○9番（上野信直君） はい。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順5、10番、角田勝君、（2）ごみの不法投棄（小野久保、染踏切、大草入口十字路付近など）対策をの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 今、議長が読み上げたように、不法投棄が顕著なところが、私の見たところではこの3カ所であったと。その後、私も注意して見てきましたけれども、小野久保や大草の入り口などについては大方解消されたりきれいになっています。滝輪の団地の裏口というんですか、西口から入るあの踏切の手前の一部林になっているところなんかについては、まだごみがありましたけれども、ぜひともこの不法投棄についてはもう行政区では対応できないんです。本当に心無い行為でありまして、定期的に町が収集したり清潔にする。場所によっては、何とかやって改善されないということであれば、町が既に一部でやられている監視カメラ、こういうものも設置する、そういうことも検討すべきではないのかな、こういうふうに思いますので、お伺いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

不法投棄対策として看板設置などの取り組みをしていますが、解消されないのが現状であります。引き続き、巡回監視と特徴ある看板等で対策を講じ、状況に応じ清掃を実施いたしてまいりたいと思います。なお、監視カメラの設置については、今後の財政上の問題もありますので、課題だなというふうに思っております。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 確かにカメラは今、町長が言うように再生したものや維持管理の問題なんかもありますので、まず清潔にしておくということが基本だと思うんです。やはり、散らかってそのままだったり、草がいっぱいあったり、そういうところについては人間の心理として普通の人の目が届かないようなところは捨てられるという、人間の心理で捨てるというような、そういうものがあるんだと思うんですが、以前若干の効き目があった赤鳥居や捨てるなというような、そういうふうな看板ではもう効き目がないような状況が生まれているんだと思います。私は不法投棄は罰則されますということで、警察署のそういう名前が入った看板が浅川町にも何か所かあるんですけども、警察も巡回をしておりますというようなことも含めてそういう看板の工夫なんかぜひして、町長が言われるように、適宜回収したり清潔にするということですからお願いしたいというふうに思うんですが、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 一番大切なのは、私も町の皆さんが必ずというだけじゃないんですね。沿線で特に今言われた大草の部分などは極端な場所ですから、ですから見つけた時点で、結局地域の人が住民課なんかこういうものがあるよという報告、それをすぐ、1つごみがあるとどんどんふえるという変な心理なんで、その最初に捨てたものがなければそこもないという、それから捨てられる場所はいつも決まっている。その捨

てるものの中身もはっきり決まっている状況ですから、やはり全地域の町民の皆さん方にこういうことにちょっと量が多く捨ててあるよという報告を受けて、住民課のほうでその対応をしてとるとしばらくはそこに置いていないということなんで。そのままにしておくと、カラスが散らす、それにまた散らかるといったことがありますので、よく地域の監視を徹底してきれいな町にするように最善をこれからも担当課を通じてやっていきたいなというふうに思っています。

○10番（角田 勝君） お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（3）県道いわき浅川駅前から国道118号への延長工事についての質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） この路線はもう最初の話し合いがなされておよそ5年ぐらいになっていると思います。一昨年でしたか、いわゆる測量、用地の決定図面なんかもできまして、今度は本格的にやられるんだなというふうに住民も地権者も考えておりました。ところがこれは県道でありますので、県の予算がきちっと確保できないと、こういうことでいまだにそのままであります。地権者はいろんな話が出てきます。もうオリンピックが終わるまでできないだっぺとか、あるいは潰れ地がこども園の潰れ地よりも安くなってしまっただけではもうやらないと、こういうふうな声もあったりして反対の機運が出てきているのかなと、こういうことまで含めて地権者の中でのさまざまな不安や怒り等も出ております。もちろんその予定地は草ぼうぼうであったり、荒地のままであったり、国道のすぐそばの水田がそういう用地というふうなこともあるのかと思うのでありますが、草ぼうぼうで他町村から来た人々もこれは何だというような声が出るほどであります。そこでお伺いしたいと思います。

1つは、このその後の進捗状況ですね、現在は一体どうなっているのか、そして2つ目には、ことし何らかの着手、すぐに工事というわけにはいかないと思います。用地の買収なんかも必要だろうと思うのでありますが、できないかどうか、そしてそのできない理由は一体、県の予算確保ができないからだ、それだけなのかどうか。

3つ目には、用地買収や地権者との協議、もうこのまま宙ぶらりんのように捨てて置かれる、そのままであれば予定をしていた、それなりに心構えをしていた地権者等への一定の責任が、私は、もちろん県でありますけれども、その仲立ちをして工事を進める役割を果たしてきた地権者との接点であります町にもそれらの責任があるのではないかとこのふうにも考えるのでありますが、その3点についてお伺いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1点目につきましては、県の事業により平成27年度に測量設計、平成28年度に用地測量を実施しております。事業採択には至っておりません。

2点目につきましては、事業採択となっていないため今年度工事の着手予定はありません。町としましても引き続き、県に対し事業採択、工事着工の要望を行ってまいりたいと考えております。

3点目につきましては、平成28年2月県による事業契約の説明が行われ、計画内容について関係者の了承を

得たところであり、用地買収及び補償の時期は現在のところ未定であります。この意見交換会あるいは県の土木部長等々に再三何年にもわたって要望活動をやってきております。今、その地権者が不信感を持っているんじゃないかということではありますが、27年以降急速に地権者との話し合いは前に進んでおります。基本的には契約には至っておりませんが、町が入って全ての地権者には異議なしの同意はいただいております。したがって、予算がつけば着工できることになっております。なお、今年も近いうちに県との話し合いがありますので、その場所でまた改めて、もう顔を見るたびにこれを言っているわけですが、なかなか事業採択にはならないということでもあります。

含めて、これもまた余談ですが、いわゆる福島県横断道、大笹生から山形県はすばらしい道路ができていますね。これ今、無料ですね。あのすごい横断道、福島横断道、山形の米沢まで行く道路ですね、うちの町の駅前からバイパスまでは30メートルぐらいの金を持ってくれば本当にできあがります。本当にこれも県の部長に言っています、余りにも偏りがあるかと、結局もう少し心優しく、地域の住民がどんなに苦しんで心配して、万が一大きな災害があったときに、大きな救援車もあるいは消防車も入れないような状況だったら不安でだめでしょうと、こういうところこそ予算を向けることが本当に県民に優しい県づくりでしょうと、私どもも地域の皆さん方の要望に応えないと何をやってるんだという批判があるんでね、そのことをしっかりやろうと、そして県の顔のわかんない者が町に入ってきて、この土地をどうしてくれたって誰もそんなの返事するわけがない。

だから、私どもが契約するのではないけれども、地権者には私どもの町が本気になって担当者も入って、責任ある者が入って交渉し、了解をいただいて、県とのきちっとした話し合いをやりますからということで、県もわかりましたということになっているんですが、肝心なお金がかからないということありますので、なおこれからも強烈に、また近いうちに県との話がありますので、一番最初にこの話を申し上げて強い要望をして一日も早く私はできることを進めていきたいなと思っていますので、ご協力もお願い申し上げたいと思っています。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 町長の本当に決意を込めた答弁でありまして、本当にこれは地権者、今、町長が言われたように、県は一体我々を何だと思っているんだと、ばかにするんじゃないと、町が来て同意はしたんだけど、こういうことだったら話になんないと、こういう声さえ出て、やっぱり必要であればこの行政区なんかにもそれなりに県中建設事務所なんかには要請に行っても私はいいと思います。現在、本当にあそこ通りますと、草ぼうぼうで本当に情けない状況でありますし、国道のそばも先ほど言ったような状況でありますので、町長の決意に基づいて関係課長も意を決して、とにかく何としても、30年の着手はもう見通しはないんだというふうな、予定はないんだというふうな話であります。補正でも何でもとにかく動きをつくり出す、そういうことをぜひ説明者である課長も心にとめてやってもらいたいと、こう思うのであります。課長にその決意のほどをお願いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 決意のほどということですが、町長答弁で申し上げたとおり、今非常に要望を申し上げるといことと、事務方の対応といたしましては、事業が決まりましたらば、スムーズに工事が進行するように建設水道課としても最大限努力をする、そういう決意でいますので、よろしくお願ひしたい

と思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○10番（角田 勝君） はい。

○議長（円谷忠吉君） ここで2時40分まで休憩とします。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時40分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順5、10番、角田勝君、（4）町、JA、商工会が立ち上げた農産物直売所、加工所、移動販売車についての質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 10番です。この問題は、8番議員が一つ一つ質問したということがありますので、私はその後追いでございますので、重ならないように簡潔に申し上げたいと思います。答弁もひとつ簡潔によろしくお願ひしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 静粛に願ひます。

○10番（角田 勝君） このJAと商工会、町による地方創生事業の一般社団法人元気あさかわ夢工房が立ち上げられました。農家の生産余剰分の農産物の販売、あるいは買い物弱者による直売所の運営、あるいはこの地域での農産物の加工所、こういうものをつくって、少しでも町の活性化と少子高齢化の元気が出るような、そういう町づくりのためにそういう目的で設立したということでもあります。ことしも1,650万の半分が国からのいわゆる交付金だと、こういうこともありまして、立ち上げつぐられ、そして活動が始められたわけであり

ます。そこで、私はこの立ち上げることは2分の1の国の交付金が出るというようなこともあって、比較的スムーズに行くんだと思うんです。しかし、その後の運営をしっかりとやって所期の目的を達成する、そういうことが肝心であろうと思うわけでありまして。8番議員からもありましたけれども、浅川町の数人の発起人による農産物の直売所が立ち上げられて、途中で残念ながらやめざるを得なかったという、そういうこともお聞きしまして、いまだ出荷した人の中の多くの人が納めた代金ももらえないと、そういうふうな状況まで聞いておる、こういう状況の中で、この社団法人元気あさかわ夢工房が健全な運営をできるのかどうかということを非常に私も心配しておりますし、しかし反面、何としても成功させて町の農業や買い物弱者、活性化のために役に立ってほしいなど、こういう願ひを持っております。そこでお伺ひしたいと思います。

この立ち上げの状況については、今まで質問もありまして、先ほどのような三者の代表が理事をやって現在まで至っていると。そこで、そういう状況の中で、いわゆるこういう事業の一番の運営の中でかかるのは管理

費、そして人件費だと思えます。特に、人件費はいや応なしにきちんと払わなければならないものでありますから、また短い施行期間でありますけれども、今後のことを考えますとどういふふうになっておるのかなと非常に心配であります。現在のこういう状況で、今、人件費はどのぐらにかかると、管理費はどうか、いまだ山白石の加工施設は機械器具が設備されただけでまだ稼働しておりません。これからキュウリや大根や白菜やさまざまな農産物の生産によって本格的な稼働がなされるんだと思うんでありますが、これらの見通しも含めて一体どういふふうにこの運営をきちんとやっつけようとしているのか、農政課によれば2人の専門家に意見を聞いたり研修をしたり、さまざまな状況で勉強もしたよと、こういうことでありますが、本当にこれからの管理運営等に心配するものであります。

そこで、従業員はいかほどがいて人件費がどのぐらい、管理費がどのぐらい、こういう短い期間でありますけれども、いろいろ考えるべき問題が出てきておるのではないのかな、こういうふうに思うのであります。

2つ目には、町の負担の問題です。これは2分の1公費であとは町が半分の825万の町が出したとこのことではあります、今後やはりいろんな意味で予期せぬことなんかも起きたりして、町はその負担を余儀なくされるという場面も私は生まれるのではないかな。そういう際に、先ほどの質疑でもその責任は、やはり町がきちんと財政的にもとるとということが明らかになりましたので、出荷者、協力者、社員、こういう方々も安心だとは思いますが、その辺の運営管理経費、こういうことについてどういふ計画を立てておるのか、そして町長が言うように健全な運営をして、所期の目的が長続きするようなそういうものにしてゆかなければならないと思うのでありますが、それらのことについて伺います。

以上であります。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 午前中の質問と重複いたしますので、詳細について担当課長よりお答えいたします。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） まず、立ち上げの状況、現在までの経過等については先ほど午前中の答弁等となっております。町の負担につきましても、国の交付金を2分の1を受けて、29年度は1,650万程度、30年度につきましても、運営費として310万円の補助を受けております。これも約2分の1が国からの交付金を受けております。

今後の見通しなのですが、まず人件費についてというようなこともありますが、現在3名の方が従業員としていらっしゃいます。1人の方はいわゆる正社員というか法人ですので、常用している方、それからパートさんが2名ということになっております。

これから移動販売車のほうも本格化しますので、これからまた従業員を1人採用するというような考えでございます。そうしますと、パートさんは2名いらっしゃいますが、フルタイムではございませんので、仮に3人分の給与等が必要になりますので、現在のところ日給のほうで支払うような状況でございます。賃金につきましては、町の嘱託職員と同程度ぐらいでまずはお願いしております、結局3名程度だと最低でも人件費では500万円ぐらいはかかるのかなという見込みでおります。

それで、現在までの状況をちょっと説明申し上げますと、直売所が3月26日にオープンしまして、5月までの売り上げですが、54日間オープンしております。売り上げの合計が133万円程度になっております。約133万

円、1日当たりにしますと2万5,000円ぐらいの売り上げとなっております。ですので、今後、移動販売車とそれから加工所からの商品をそれを販売するとかいうことで販売収入というのはもっと当然ふえるものと考えておりますが、いずれにしましても、なかなか運営についてはしっかりした販売計画等について考えないとなかなか厳しいものだというふうに思っております。

なお、この直売所の夢工房一般社団法人については、学校給食センター等とも契約しまして農産物等をそちらに納めることになっておりますので、そういった点からも今後いろいろな展開をしながら進めたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 町がチラシを各戸に配って募集をした、ちなみにこの会員2,000円納めて正式な会員になった方は、今のところで何人いらっしゃるのでしょうか。そして、この加工所なんかについては、特に保健衛生上のさまざまな制約が出てくるのかなと、こういうふうに思うんですが、そういう場合の資格者がいないとか、そういうようなことは大丈夫なんでありませうか。そういうことについてもお伺いしたいと思います。

そして、まず販売計画そのものがどういうふうに計画されているんですか、具体的には。例えばことしは310万の補助金が国から来ると、こういうふうなことでありますが、この補助金もいわゆることし限りなんだと私は思うのですが、そうすると来年からはもう国・県の補助金はないと、こういうことになりますと、これだけの今までの売り上げを見ても、そこから原価あるいは人件費、管理費、施設費、消耗費、こういうものを引くと本当に厳しいというふうに課長が言われましたけれども、私は厳しいを乗り越えて来年、再来年当りに先が見えなくなってしまうような、そういうことになっては私はない、これはなぜかという、町がやはりこの補助事業で立ち上げた社団法人がきちっと、立ち行かなくなってしまうと、こういうふうなことは私は絶対に出してはならないと思うんですね。さまざまなその後の町の農産物の直売や農産物の栽培あるいは商店街に与えるさまざまな影響、こういうものを考えれば、町でやってもだめなんだからというようなことになってはならないと思うのであります。その辺のことの覚悟とその具体的な計画、年次計画なんかも立てているのであれば、こういうふうに行きたいと、特に農産物の加工所については相当な金額やっぱり出しているいろいろな器具を入れたんですね、私もちらっと見せてもらいましたけれども、やはりこれらもきちっと稼働して俺さでもつくったものも売れるというようなものに、きちっと計画的なものにしてほしいと思うのであります。

それから移動販売、そちこちでありますけれども、移動販売車の問題は8番議員も言われましたように、これもまた大変な運営だと思うんですね。今、私が1週間に1回回っている山白石地域、あるいは南部のほうの地域、ここでは確かに移動販売車、石川の方がライトバンにいっぱい果物や農産物をつけて山白石のほうに来ます。あるいは鮫川からその他の日用品なんかも食品関係をつけた方がやっております。さらにはこの浅川町で松野入の方が新鮮な野菜や魚なんかと一緒に日用品、食料品、こういうものもやっております、こういうことを考えると、この販売車は先ほどの説明ではサロンなんかを回ったり、いろいろ等なことが答弁にありましたけれども、これはやっぱり増収というよりもしっかりしないと運転手と自動車、ガソリン代、必要経費、

こういうものを払えないような状況になってしまう、そういうことさえ起きるのではないのかなというふうに老婆心ながら考えるわけであります。それらのことについて販売計画あるいは出荷者、会員の数……

○議長（円谷忠吉君） 10番、もう少し簡潔にお願いします。

○10番（角田 勝君） 等について、わかりました、答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 出荷していただく会員数ですが、現在20名の方に登録というか会員になっていただいております。それから、加工所の衛生関係の資格ですが、従業員の人がその資格となるような講習を受けておりますので、その辺についてはクリアしているところでございます。それから、販売計画というようなことですが、現在のところ具体的なその戦略的なものとか、そういったものについては具体的にはなっておりませんが、今後とも商工会さん、農協さん等の、あるいはそのほか専門家の方の知恵をいただきながら、今後加工所も始まりますので、改めていろいろな方法を練っていきたいと考えております。

移動販売車につきましては、先ほどサロン、とりあえずサロンのほうにお邪魔するというようにしておりますが、先ほども答弁しましたけれども、基本的には宅配的なものを考えて、それを中心にやってみようという意図でございます。そういった買い物弱者等の方にお伺いしてやるというような公益性等も考慮していただき、町の助成を今後とも引き続きお願いしたいなというように考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 具体的な販売計画等については、まだ今後詰めていきたいということではございますが、もう例えば加工所の運用なんかについても、もう既にあれだけの施設の中でどういうことができるのか、例えば大根や野菜、白菜やキュウリや、もう節的に収穫の時期が決まっているんですね。そういうものを次から次に加工して行って、一定の保存のそれはきくものもあると思うんですけども、これらをどういうふうにやったり、例えば既にキュウリはこれからできるんですけども、でき始まっているんですけども、そういうものをどのぐらい、大根ならばこのぐらい、白菜ならばこのぐらい、その量の確保についてはこれこれこういう金額だというような、そういうアウトラインはやっぱりつくらなくては私はないと思うんですけどもね。その辺もまだ具体的に進めてほしいなど、こういうふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 加工所につきましては、従業員の方が鋭意、今、準備をしているところで、7月ごろから運用を開始して加工を始めたいというようなことを伺っております。今後ともどのような、その具体的な、大根、いろいろな野菜ありますけれども、この辺につきましても、どういった方法になるかについては、いろいろな関係者と打ち合わせをしながら、いい方法に進めるように努力したいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（5）農地の荒れ地化が急激に進んでいます。非農用地とともに町はどのように考えていますかの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 非常に農地が荒地化しています。これはひとり浅川町だけではありません。全国で非農用地の設定など相当な面積がもう荒地化している。非農用地設定というのは、もう農地に戻すことが困難なそういう状況ということでの土地でありますので、できるならばもう地目変更もして、登記もしてほしいんだというのは農業委員会の見解であります。

そこでお尋ねしたいんですが、浅川町では昨年度で、前回にもありましたけれども、田んぼで1,500筆、69万4,000平米、それから畑が3,100筆で178万9,000平米、合計4,600筆で248万3,000平米、これほどの全耕地の、浅川町の1,200町歩といわれる全耕地の約20%がこの非農用地、荒地という形になっておるわけでありまして、これがますますふえるのであろうと、こういうふうと考えられます。これは、私はひとり行政の浅川町だけの責任どころか国の、国政の、特に農政が農家の実態を見ないで大規模化して外国に対抗すればいいんだと、TPPで自由化をもっともっと拡大していくんだと。こういうふうな方向でありますから、もう農産物の種の種子を守っていく種子法なんかも改定されて、もう国や県が種子を確保するという事業から手を放す、そういう動きさえも具体的に出ておるわけでありまして、農業の将来はまさに衰退の一途ではないかと私は思わざるを得ないのであります。

そこでお伺いしたいのは、一つは国の農政は日本農業の衰退の道を歩んでいると言える、TPPやさらなる農畜産物の自由化を進めようとしています。このような状況を行政の長である町長は、この浅川町の農政とともにどのように認識されているのですか、お伺いしたいと思います。

2つ目には、町はもっと国に農畜産物の価格補償制度の実現やこれ以上の自由化をやるべきでないかと強く要請すべきではありませんか。1番とあわせてそういう具体的な行動が全国で起きれば、国の農政も変わる、そういうことにつながるのではないかと思うのであります。

3番目には、町として、この荒地化していくこういう農地、国土、こういうものを有効活用する施策、例えば、そういう非農用地の設定がなされたけれども、農地として大規模に活用するような地域ぐるみの活動ができるとか、あるいは共同でのそういう農地の再生なんかに町が具体的に補助を出すとか、そういう具体的な施策を実行すべきではないのかなと、こういうふう思うのであります、いかがでしょうか。

4番目には、非農用地の設定によって、町の自主財源である固定資産税がかなりの額が減額された実態になっております。私も自分のところを見て、そのように実感したのであります、この浅川町では、この自主財源の固定資産税が非農用地の設定によって、どういうふう水田や畑、こういう非農用地によって変わったのか、その実態、数字、そういうことについてお伺いしたいと思います。これら自主財源が減るわけですから、国は一体この自主財源を補填する気があるのかどうか、この辺は私もわかっておりませんので、そういう動きとか、そういうことは実際出ているのかどうかお伺いしたい。

5番目には、これは3番の問題とも関連するわけでありまして、この非農用地はこの農地だけの問題ではなくて、国土、町の自然環境、こういうものも含めて今問題になっている有害動物のどんどんふえていくような、そういう状況をつくり出してしまうと同時に大きな災害、大雨や大地震があれば、この放置されている農地がダムの役割もしない、保水力がなくなってしまう、こういう状況で国土の荒廃を招き、町の自然を破壊する、環境を変えてしまうような、そういうものにつながってしまうのではないかと、こう考えるのであります、そ

れらについて国や県、そして浅川町はどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 事は重大ですね。町議会で議論して結論が出るような問題ではありません。国政の、国家にかかわる問題だと認識をいたしております。そういう中で、私はT P Pやあれは農畜産物の自由化に対し、肯定も否定もできる立場にはありません。ただ、一般論で言うならば、T P Pはあれほど国民の、私、一般論としてですよ、個人で、あれほどT P Pの発足時点で日本の国を挙げて、T P Pの参加を反対をしまいいりました。そういう中で、12カ国がT P Pに参加するという事までこぎつけて、やっと始まったところが自国の方式を最優先にする大国が脱退をすると。現在は12のさる主役の国が抜けて11の国でT P Pの条約締結をしようということで、いまだ国会承認には至っておりません。と同時に、これらの問題が本当に私どもの国にこのT P Pとして発足して、それは自由化とあるいは貿易の均衡につながるのかというと、これは私の今の判断ではこういう問題に対する認識とか答えは出すことはできないと思っております。

ただ、言えることは、それも大事ですが、我が国のこの質問全体の中を振り返ると、我が国の農業のあるべき姿は、我が国の政府あるいは全ての国会議員が本当の農業の、農村の実情を知って農家の経営状況を知り尽くして、そして現時点の労働力不足、後継者の問題を知り尽くした上での農政の確立をやるべきだろうというように思っております。それでないと現時点の日本の農業は衰退の一途をたどる、ご指摘のとおりだと思います。これがT P Pに関する私の個人的な見解だと聞いていただきたいと思っております。

次に、2点目につきましては、今般の農業政策改革を見据え、適宜対応してまいりたいと考えております。これは農畜産物の価格の適正な実現あるいはそれ以上の自由化をやるべきではないということではありますが、これは県の農業委員会、農業会等々も国のほうにこの要望は行っておりますので、私どももそれらに追認をし、一緒にそういう集まりとか大会の中では強調してまいりたいなと思っております。

3点目につきましては、農業委員あるいは適正化推進委員等の関係者と連携の上で、集落座談会等のいろんな農業の座談会等の場を利用し、貸し手と担い手をつなぐ取り組みをしっかりと有効利用のできる農地については要検討していきたいと思っております。

先ほど質問の中にもありましたように、広大な荒廃地があるよということでもあります。そのとおりであります。その荒廃地が主な場所はいわゆる沢、谷、日蔭等々で、もう人の手では耕作不可能になってしまっていて柳が生いたり、あるいは木が生いたりという状況の面積が主たるものだと思っております。特に、基盤整備を終了後の整理されたところについては、それなりに農業、農地の適正化の利用ができていますものと思っております。今後もそれらの貸し手、借り手をつないで有効に土地が利用できるように努めてまいりたいと思っております。

4点目については、税額の平成29年度対比で水田約77万円の減額、畑約95万円の減額、合計で約172万円の減額となっております。現況地目が田、畑から山林、原野等に変わり、山林、原野等で税額が約38万円の増額、田畑の減額分から山林、原野等の増額分を差し引き、約134万円の減額となっております。

5点目につきましては、非農地と判断された土地は、既に山林と変わらない状況にあるものなので、特に農業政策的に対策は考えておりません。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 町長は国の農政にさまざまな形でここに答弁する立場にないというようなことも含めて、しかし、基本的には、国は国会議員が、政治家がこの今の国の農業の実態をよく知って、そして施策を遂行する、こういうことが大事なんだということ、そうでなければ地方の衰退、国土の保全、こういうものがなされないというような立場を明らかにし、答弁したわけであります。これはまさに全国でこういう声を上げていかないと、担い手が50町歩や100町歩の水田をあるいは農地を集約したとしても、これはもう農業の衰退は明らかなんであります。ましてや農畜産物の価格の補償が得られない限りは本当に何をやっても割に合わないと、こういうものにつながってしまうと思います。

私は農業に初めて就農したときに米100俵売ってみたいなど、こういうふうな目標を立てました。その当時は米100俵売れば家族5人、6人の生活を養えるような、そういう米価であったんですね。ところが今、そういう目標を達成しても、もう何をか言わんであります。農機具が高い、除草剤が1反歩当たり3,500円や4,000円のそういう値段もすると、まさにもう赤字であります。私の一町何反かの経営で何十万の赤字が出てくるんですね。減価償却料も細かくはじいて電話なんかも農業のためにどのくらい使うとか、ガソリンもどうのこうのと、細かく計算して申告しますと何十万赤字なんですね。こういう状況を担い手、息子にぜひお前やれと、こう誰が言えるか。もう息子にも、私の月給の何か月分、1年2人しておふくろと働いてなるんだいと、こう言われました。そういうものではないんだぞと、農業はそういうものではないんだと、多面的に大きな役割を持っているんだからというようなことを言っても、もう聞く耳を持ってもらえないという状況であります。

これはひとつ、簡単にしたいと思うんですが、国政がそういう形に基本的に変わらなければだめなんですね。ところが、ますます容易でなくなっているんです。あの民主党が制定した直接補償方式、こういうものももう去年で終わりですね。1反歩1万5,000円だったのが7,500円になって、そしてもう農地の完了しても補償もない、あるいは国からのものも含めてそういうことがどんどん切り捨てられる状況ですから、町長の言うのも当然だろうと思います。

しかし、町としてできること、これを何らかの形で私はやるべきだと思うんです。このことが今求められるのではないと思うんです。例えば、多面的な国土保全や災害の防止、こういうもののために役に立つ、あるいは農地の集団化、そういうものに対する町の援助やさまざまな具体的な援助の手を差し伸べる、こういうことをやっぱり町としてはできる限りやるべきだろうと思います。

今年度からも農機具の2分の1の補助は、やっぱり農家にとって大きな、担い手にとっては大きな、これは町も本気になってきたんだなという姿勢を感じたようであります。本当に自治体の力ではあろうかと思うんですが、そういうことで農地の管理やさまざまなことについて町が具体的に補助制度をつくって手を差し伸べていく、こういうことはできないでしょうか、お伺いします。

それから、先ほど答弁漏れだったんですけれども、いわゆるこういうこの134万円……

○議長（円谷忠吉君） 10番、簡潔にお願いします。

○10番（角田 勝君） はい、答弁漏れだったものですから、134万円の減額については国は何ら財政措置を講じないのでありますか。お伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） 多分、私の知り得る範囲内では補填されるような措置はありません。

○10番（角田 勝君） ない。

○税務課長（菊池三重子君） はい。

○10番（角田 勝君） わかりました。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） まず、非農地について再度ちょっと説明したいと思いますが、非農地判定というのを平成29年5月と29年12月に農業委員会において農地パトロール等を実施して、もう既に山林等になっているところについては、もう農地ではないというような判断のもと、今回除外し、税務課等にも情報を提供して地目の変更もお願いしたりしております。

先ほどの質問にあったとおり、29年のその2回において浅川町では合計248ヘクタールほどの面積が非農地に判断されましたが、これはもう既に山林化されている農地、だった農地ですので、今後はことしの農地パトロールもこれから実施しますけれども、面積はそれほど今回よりはもう当然減ってくるものだと考えております。

それから、結局は農地を、守るべき農地等はしっかり守るというような今後の方策になっていくのかなというように思っています。

それから、所得補償についても触れましたが、町のほうでは中山間地域の直接支払いや転作の補助金につきましては、米の直接支払いは国の生産数量配分がなくなったことにより、反当たり7,500円はことしからなくなりましたが、引き続き飼料用米への助成だとか町独自の助成もしておりますので、引き続き農家の方に水田での営農が継続できるように支援はしてまいりたいと考えております。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 今、本当に農業の問題はひとり町の議会で論じても、本当に難しいなというふうに思うんですけども、ただ、やっぱり町の基幹産業である農業を守り発展させていくというそういう使命は、町民の暮らしを守っていく、町が元気に活性化する、そういうものの基礎と私はなるんだろうと思います。

ですから、今後もさまざまな形で町のできる事業を各町村がやっているようなことも含めて具体的に進めてほしい、例えばかつての農地の管理に鮫川が反当たり5,000円の管理料を出す、7,500円が廃止になったときにそういう具体的な事業も鮫川はやる、あるいは畑で村全体で豆をつかって、加工してみそや豆腐、さまざまな豆製品なんかもつくったりして活性化していく。こういうものもやっておるんでありまして、ぜひ今後も社団法人の元気あさかわ夢工房、これもまた一つのそれらの施策の一つになろうかと思うんですが、十分意を注いで成功させてほしいなど、そういうことを要望して終わりたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（6）里小、山小跡地利用の検討委員会などを立ち上げるべきの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 里小、山小跡地利用の検討委員会などを立ち上げるべき、これは前にも質問しました

けれども、あの当時はまだきちっと統合の確定までにはなっておりませんでしたので、まだそういうときではないというふうなことでありました。でも、来年4月からもう統合となることが決定して、今、両校では学校の沿革、記念誌、こういうものの編集委員会が今開かれてつくられているというような状況まで進みました。この跡地利用をいかに進めるか、いかに浅川町の活性化に、あるいは地域の振興に役立つ、そういう跡地利用をいかに行うかということは、今後の浅川町の町政の大きな課題だと私は思います。

これはひとつ学校の建物やさまざまなものが残っているからばかりではないんですね。その地域でセンター的な学校がなくなってしまう、こういう地域の気持ちというんですか、そういう意気まで下がってしまうというような、気持ちまで下がってしまうというようなものにつながってしまうわけでありまして。ですから、いみじくも町の議会が今度の研修でこの跡地利用について研修するということは、本当に当を得たものだと私も思います。この町職員全員がこの問題にいろいろ知恵を出し合って、とりわけこの総務課あるいは協議会、こういうところで専門的な問題もクリアしながら、何としても一日も早く統合されたならば活用できるような、そういう検討委員会を立ち上げるべきだというふうに思います。そういう中で、もちろん地元の人が入ったり関係者が入って、どういう利用があるのか、あるいはどういう利用がいいのか、地元としてはこういうものを希望するとか、さまざまなことがあると思います。そういうこと、まさに万機公論しながら、一日も早く利用ができるように立ち上げるべきだと、こういう観点であります。いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

里白石小学校、山白石小学校の跡地利用につきましては、重要な課題だと認識し考えております。平成31年4月に統合しますが、現在は学校としても機能しておりますので、利用希望があればお聞きしますが、積極的にはこれから検討することになります。跡地利用の検討委員会につきましては、課長等で検討しております統合及び跡地利用の検討委員会もございまして、現在、全職員にも意見を聞いているところでありますし、考えをレポートでお願いをいたしております。今後の跡地利用を具体的に検討する際には、当然地区の住民の方々の意見等も伺いながら進めてまいりたいと考えております。

また、いろんな識者も外部からもいろんなご意見等もこれから伺って、そしてできるだけできれば早い時期にその方向づけを決めることが一番正しいのかなと思っているのですが、なかなかその時期を定めるということについては、今言及する状況ではないということをおし上げておきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 答弁の中で町長、今、課長以上の検討を始めた、こういうふうなことかというふうにするんですけども、そういう検討の委員会は内部ではもう立ち上げたんですか。そして、全職員にも聞いているというのは、全職員にそういう問題提起を文書にして朝の会だけではなくて、そういう提案なり情報なり、そういうのを総務課なら総務課に、担当課に寄せてほしいと、あるいは提案してほしいと、こういうふうなことを浅川町的全職員に提起したと、こういうことでありますか。

そうであれば、私は本当に既に町は手を打ってきたというふうには、非常に喜ばしいのでありますが、これやっぱ具体的に進めないという月日のたつのはまさに早いもので、利用が定まらないうちにどんどん月日がたって、鉄骨がさびたり管理に金がかかって大変だからというようなことで、地区の人たちの労働力までおかりするよ

うな状況になってくる、そういうことも私は考えられます。ですから、あれだけの建物の利用、あれだけの広さのグラウンドの利用、体育館の利用、プールの利用、こういうものを考えれば、いろんな方法論があるんだと思います、具体的に。そういうものをやはりいかに情報を駆使して収集して、今、町長が言うような専門家、そういう人たちの識者ですね、そういうものにも伺って利用を一日も早く決めたいということですが、もう既にそういう形で始まった、こういうことですか。そうすれば、それと同時に正式に地元の人なんかも入れて、この町を挙げての検討委員会は立ち上げるべきだと、これも早く立ち上げるべきだと、こう思うのでありますが、その点はどうなんでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 担当課長の検討委員会は既に立ち上げております。それから、全職員については言葉ではなくて、全職員から書類でいただいております。受け取りました。ただ、中身は検討、まだ議会ですから開いておりませんが、後でどういった個々の職員の提案が出てくるかわかりませんが、全てが現実可能ということではありませんが、職員には職員なりにその立場で自分の夢でも希望でも、こういう使い方もあるんだろうという提言を既に全職員からはいただいております。とにかく外部等の識者についてもこの議会が終わってからいろいろとご意見を伺うことになっています。

それから、地区の皆さん方からはこういうもの、学校施設の使い方あるいは管理の仕方等々の具体的なお話もいただいております。そういうものを全て総合的に検討を加えて、実現可能な選択が必要だと思いますので、空論ではだめですから、そういうこともしっかり考えて多くの皆さんと協議、相談をしまいたいというように思っています。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 念を押すようではありますが、そうすると既にそういう状況になっているんだと、町を挙げての検討委員会というんですかね、公的なそういうものを立ち上げるという、そういう時期というんですかね、いつまでにそういう地元の人も含めて関係者も全て網羅して、その代表者も寄る委員会も立ち上げると、こういうのはいつというふうにお考えなのですか、一日も早い方がいいと思うんですが、慎重なそういう人選や委員会のあり方、こういうことなんかについても精査しなくてはならないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 今、入り口に足がさわったぐらい順調でありますので、いつ何日までに検討委員会を立ち上げてというような予測は立っておりません。

○議長（円谷忠吉君） これで一般質問を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（円谷忠吉君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 3時36分